

第3部 災害応急対策計画

災害応急段階では、迅速かつ円滑な対応が重要となる。まず災害が発生するおそれがある場合は、気象予警報等の情報伝達等の災害未然防止活動や災害の危険性の予測を早期に行う。一旦被害が発生したときには、的確な避難誘導や要配慮者の保護はもとより、被害規模を可能な限り早期に把握し、正確で詳細な情報収集を行う。そして、収集した情報を関係機関で共有し、人命確保を最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。また、被災者の気持ちにより添うことを基本に、年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応できるよう努める。

とりわけ、高齢者や障害者等の避難行動要支援者に対しては、避難支援等関係者等と協力して、きめ細かな支援を実施する。

第1章 活動体制の確立

第1節 組織動員

■ 計画方針

市及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防御、被害の軽減等災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。

なお、本文中の震度については、勤務時間内は、市震度計観測値又は市域に関する大阪管区気象台発表のものとし、勤務時間外は、気象台から報道機関を通じて発表されるものとする。

また、報道機関からの発表がない場合は、隣接市町（藤井寺市・柏原市・松原市・富田林市・堺市・太子町）の震度とする。

第1 災害対策本部の設置

〔資料編 資料2-1 羽曳野市災害対策本部条例 参照〕

〔資料編 資料2-2 羽曳野市災害対策本部における警戒配備に関する要綱 参照〕

1 組織

市は、市域内に災害が発生し、又は災害の発生が予測される場合に、その被害を最小限にとどめる防災対策を図り、迅速かつ適切な態勢を確保するため、災害対策本部を設置する。

表3.1.1-1 市災害対策本部の組織

本部長	副本部長	本部員
市長	副市長 教育長	市長公室長 土木部長 下水道部長 都市開発部長 都市魅力部長 水道局長 教育監 学校教育部 生涯学習部 総務部長 税務長 保健福祉部長 こどもえがお部長 市民人権部長 危機管理部長（統括）

2 指揮順位

本部長（市長）に事故等あるときの指揮順位は、次のとおりとする。

表3.1.1-2 指揮順位

順位	代理者
1	副市長
2	教育長
3	危機管理部長

3 設置基準及び設置場所

羽曳野市災害対策本部は羽曳野市役所別館3階に設置する。ただし、災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図るために災害対策本部の移動が必要と認める場合、市長は、L I Cはびきの等の適当な場所に設置する。

なお、災害対策本部が設置された場合は、羽曳野市役所別館入口（被災した場合は、本部を設置した建物の見易い場所）に「羽曳野市災害対策本部」の掲示板を掲示する。

（1）設置基準

- ① 市域において災害が発生し、又は災害の発生が予想され、その対策が必要と認められるとき。
- ② 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき。
- ③ 本市において震度4以上の地震が発生したとき。
- ④ 南海トラフ巨大地震の緊急的な宣言が行われたとき。
- ⑤ 大阪管区気象台から気象警報が発令されたとき。
- ⑥ 市域及び隣接市町において、感染症が集団で発生したとき。
- ⑦ 市域及び隣接市町に対して、総理指示が発令されたとき。
- ⑧ 本部長が当該配備を指令するとき。

4 設置の通知

- ① 災害対策本部事務局は、災害対策本部において、非常配備による本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる者のうち、必要と認める者に災害対策本部の設置を通知する。
 - ア 室、部及び課長
 - イ 大阪府知事
 - ウ 柏原羽曳野藤井寺消防組合消防長
 - エ 羽曳野警察署長
 - オ 市消防団長
 - カ 市議会議長
 - キ 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長
 - ク 隣接市町長
- ② 市長公室長は、災害対策本部（非常配備）が設置されたときは、直ちに報道機関に発表する。
- ③ 各部長は、前記①の通知を受けたときは、所属職員に対し、周知徹底させる。

5 大阪府との連携

羽曳野市災害対策本部は、大阪府の現地災害対策本部が設置された場合には、これと連携する。

6 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害応急対策を局地的又は特定地域を重点的に実施する必要がある場合、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、本部長が指示する業務内容に応じて必要な人材を確保し、弾力的に構成する。

(1) 設置基準

- ① 災害応急対策を局地的又は重点的に推進する必要がある場合
- ② その他災害対策本部長が必要と認めた場合

(2) 廃止基準

- ① 災害対策本部で対応することが適当と認められた場合
- ② 市長が、市域において災害応急対策が概ね完了したと認めた場合
- ③ 調査の結果、市に大きな被害がないと市長が認めた場合

7 災害対策本部の意思決定

災害対策本部の意思決定は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成される災害対策本部会議において、次の事項について方針を決定する。

- (1) 本部の配備体制及び解除に関すること。
- (2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 避難の指示に関すること。
- (4) 災害救助法の適用申請に関すること。
- (5) 近隣市町村との相互応援に関すること。
- (6) 自衛隊に対する災害派遣の依頼に関すること。
- (7) 大阪府及び関係機関に対する応援の要請に関すること。
- (8) 公用令書による公用負担に関すること。
- (9) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- (10) 部課長会議の召集に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

8 応急対策の実施

- (1) 各部等は、それぞれの組織を整備し、災害対策本部の決定に基づき水防、消防救助その他の応急措置を実施するものとする。
- (2) 災害時における各部等の業務分担の概要は、表3.1.1-3のとおりとする。（ただし、本部長の命による場合は、この限りではない。）

9 災害対策本部の廃止

本部は、次に掲げる基準で廃止する。

- (1) 予想される災害の発生がないとき。
- (2) 災害応急対策措置が完了したとき。
- (3) 本部長が廃止の判断をしたとき。

表3.1.1-3 羽曳野市災害対策本部（非常配備）事務分掌

部名	業務分担
共通事項	1 災害対策本部の指示に基づく他部への職員派遣に関すること。 2 所管する協定等に基づく災害対応に関すること。 3 部内での連絡調整及び本部との連絡に関すること。 4 関係機関との連絡調整に関すること。 5 所管施設の被害状況の情報収集及び応急対策に関すること。 6 各部における災害対応記録に関すること。 7 市民の避難誘導等、緊急時の被災者救援活動に関すること。
本部 (事務局：危機管理部)	1 災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 2 災害対策本部会議に関すること。 3 災害対策に係る総合調整に関すること。 4 避難指示等の発令に関すること。 5 被害状況のとりまとめ及び報告書作成に関すること。 6 災害救助法の適用に関すること。 7 国・自衛隊・大阪府への要請、他自治体等との相互協力及び民間協力団体等への協力要請に関すること。 8 気象状況の収集に関すること。 9 罹災証明及び住家被害認定調査にかかる総合調整に関すること。 10 災害に関する文書の集約に関すること。 11 被災者生活再建支援制度に関すること。
市長公室	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 災害に関する広報及び広聴に関すること。 3 報道機関との連絡調整に関すること。 4 災害状況の写真記録に関すること。 5 職員の健康管理に関すること。
総務部	1 災害時における庁舎の臨時的な使用等に関すること。 2 災害応急対策に係る車両の確保、配車及び輸送に関すること。 3 各公共施設の被害状況及び災害応急対策のとりまとめに関すること。 4 財産区財産及び法定外公共物の被害調査及び応急対策に関すること。 5 災害応急対策に係る物品、資機材等の調達及び工事等の契約に関すること。 6 災害応急対策に係る緊急予算措置に関すること。 7 災害関係経費のとりまとめに関すること。 8 罹災証明書（火災を除く）等の発行に関すること。 9 災害に係る住家等の被害認定調査に関すること。 10 通信ネットワーク・電子計算機の被害調査及び応急措置に関すること。
出納室	1 災害関係費の収支に関すること。 2 義援金品、見舞金等の受付及び保管に関すること。

市民人権部	- 被災者からの相談・問い合わせ等に関する事。 - 外国人への災害情報の提供及び伝達に関する事。 - 自治会及び町会等との連絡調整等に関する事。 - 大阪府・関係機関等からの災害応急用食料・生活必需物資等の調達及び避難所等への配分に関する事。
保健福祉部	- 災害見舞金及び災害弔慰金等に関する事。 - 要配慮者の救援及び救護対策に関する事。 - 避難行動要支援者対策に関する事。 - 医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関等への協力要請に関する事。 - 医療救護所の設営等に関する事。 - 医療救護班の編成と医療救護活動に関する事。 - 医療用資器材等の調達に関する事。 - 被災者の健康対策及び心のケア対策に関する事。 - 避難所における避難者の健康管理に関する事。 - 防疫対策に関する事。(衛生) - 遺体対策に関する事。 - 民生委員及び児童委員等の連絡調整に関する事。 - 災害ボランティアの受け入れ及び連絡調整等に関する事。 - 社会福祉協議会との連絡等に関する事。 - 福祉避難所の運営に関する事。 ※医療系専門職(保健師等)は、発災後おおむね72時間は保健医療活動に従事するものとする。
こどもえがお部	- 応急保育に関する事。 - 保育園、幼稚園児の安否確認、保護、健康管理に関する事。 - 災害時のこども支援等に関する事。
土木部	- 道路、橋梁、公園等の被害調査及び応急復旧に関する事。 - 道路啓開、通行規制等の交通対策に関する事。
下水道部	- 河川・土砂災害警戒区域等の被害調査及び応急復旧に関する事。 - 羽曳野市上下水道震災対策本部の所掌事務に関する事。
都市魅力部	- ため池、水路等の被害調査及び応急対策に関する事。 - 清掃施設等の被害調査に関する事。 - 災害廃棄物の収集及び処理計画に関する事。 - 廃棄物処理業者の指導及び連絡調整に関する事。 - し尿処理等に関する事。 - 防疫対策に関する事。(消毒、駆除)
都市開発部	- 住宅対策の総合調整及び管理に関する事。 - 被災建物・宅地の応急危険度判定調査に関する事。 - 被災建築物に対する指導・相談に関する事。 - 応急仮設住宅の計画及び建設等に関する事。 - 市有施設の応急対策に関する事。 - 被災者の公共住宅等への一時入居に関する事。 - 復興計画等に関する事。

第3部 災害応急対策計画

第1章 活動体制の確立

教育委員会	1 児童・生徒の避難計画に関すること。 2 応急教育等の実施及び対策に関すること。 3 学用品等の調達に関すること。 4 児童・生徒の安否確認、保護、健康管理に関すること。 5 文化財の被害調査及び応急対策に関すること。 6 指定避難所の運営等に係る連絡調整に関すること。 7 被災者への炊き出し給食業務に関すること。 8 教職員の被災状況の把握等に関すること。 9 教職員への応援要請に関すること。 10 世界遺産の構成資産の現況確認等に関すること。
行政委員会	1 本部からの特命事項等に関すること。
水道局	1 応急給水に関すること。 2 水道施設の復旧に関すること。 3 羽曳野市上下水道震災対策本部の所掌事務に関すること。 4 送・受水に関すること。
避難所開設班	1 指定避難所の開設、管理、運営に関すること。
支所	1 西部対策基地に関すること

第2 動員・配備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策等を迅速かつ的確に実施するため、災害時における職員の動員及び服務等の整備を図る。

1 動員・配備体制

(1) 災害対策本部の動員・配備体制

災害対策本部における職員の動員及び配備体制は、災害の種類、状況の違い等によって、次のとおりとする。

表3.1.1-4 羽曳野市災害対策本部動員・配備体制表

配備段階	警戒配備		非常配備	
配備名	警戒1号配備	警戒2号配備	非常1号配備	緊急特別配備
配備方法	自動参集	自動参集・指示参集	自動参集・指示参集	自動参集
参集対象	事前指名職員	事前指名職員	主査級以上	全員
風水害	○市域に気象警報が発令されたとき	【本部の指示により参集】 ○市域に土砂災害警戒情報が発令されたとき ○河川の水位が上昇し、避難判断水位以上に達する恐れがあるとき ○市域に記録的短時間大雨情報が発令されたとき ○大型台風の接近又は上陸のおそれがあるとき	【自動参集】 ○市域に気象特別警報が発令されたとき 【本部の指示により参集】 ○市域において河川のはん濫、大規模な土砂災害が発生したとき又はその危険性がひっ迫しているとき ○大型又は強い台風の接近・上陸により、市域において人的な被害、建物や立ち木の損壊等の被害が発生したとき	【本部の指示により参集】 ○市域において大規模な河川のはん濫及び土砂災害等により甚大な被害が発生したとき
	○状況により本部長が必要と認めたとき			
地震	○市域において震度4を観測したとき	【自動参集】 ○市域において震度5弱を観測したとき	【自動参集】 ○市域において震度5強を観測したとき 【本部の指示により参集】 ○市域において人的な被害、建物の倒壊、構造物の損壊等の被害が発生したとき	○市域において震度6弱以上を観測したとき
	○状況により本部長が必要と認めたとき			

第3部 災害応急対策計画

第1章 活動体制の確立

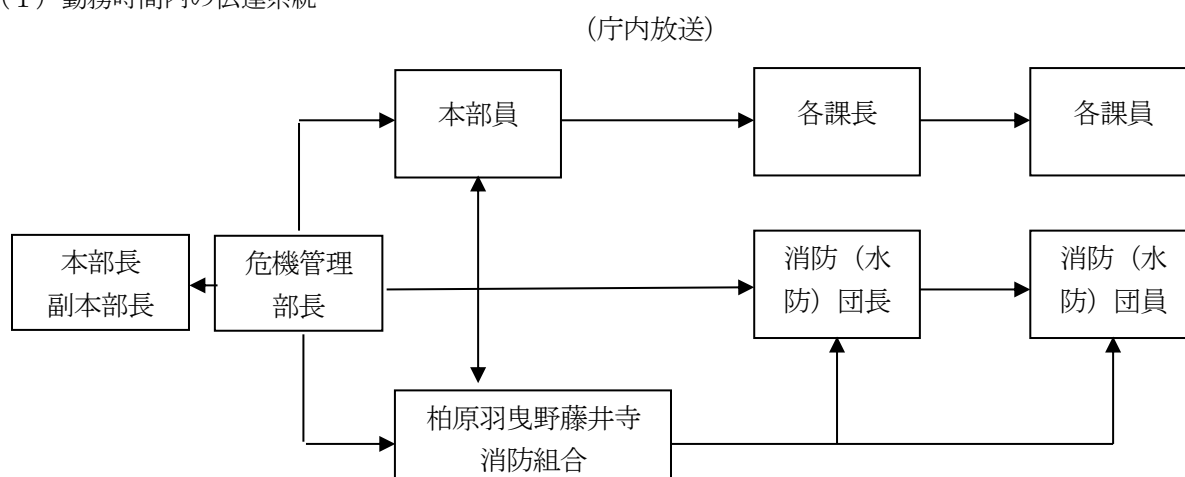
※災害対策本部が実施する災害対応業務にかかる事務は、上記配備体制の非常配備の段階で、表3.1.1-3により実施する。ただし、状況に応じて、警戒配備の段階においても一部の事務については、表3.1.1-3により実施する。

※警戒配備における本部の運営及び配備体制等については、羽曳野市災害対策本部における警戒配備に関する要綱に定めるとおりとする。

また、災害対策本部による職員配備基準に至らない段階でも、気象予報等により市内に災害が発生する可能性が高く、緊急の情報収集又は配備体制が必要と危機管理部長が判断するときは、事前配備体制をとるものとする。その場合の配備職員は、危機管理部職員、災害対策本部の本部員及び警戒配備職員のうち、状況に応じて危機管理部長が必要な職員を指名するものとする。

2 指令の伝達系統及び方法

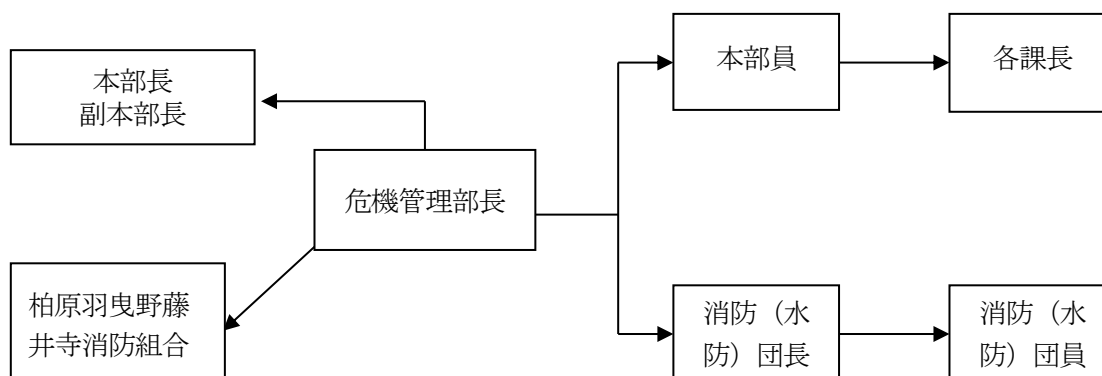
(1) 勤務時間内の伝達系統



(2) 夜間、休日における応急対策及び情報伝達

職員は、表3.1.1-4に基づき参集し、危機管理部長の指揮のもと、発災直後からの応急活動を次のとおり行う。

- ① 災害情報や被害情報の収集及び伝達
- ② 大阪府及びその他防災関係機関との連絡調整
- ③ 災害対策本部の設置準備及び職員参集状況の把握
- ④ 災害対策本部事務局への引き継ぎ準備



3 職員の服務

- (1) 職員は、この計画の定めるところにより、上司の指揮に従って防災活動に従事する。
- (2) 勤務時間外においても職員は、配備指令が出されたときは、配備区分に従い速やかに所定の勤務場所に参集する。
- (3) 各課長は、配備指令に直ちに応じられるよう、各職員に徹底しておくものとする。
- (4) 各課長は、所属職員の動員を円滑に行うため連絡責任者及び連絡順序等を定めておくものとする。

4 福利厚生

市は、応急復旧活動に従事する職員の体力・知力・判断力持続のため、健康管理、勤務条件等を考慮して、活動の長期化に対処できるようするとともに、他の市町村の職員等の受け入れに際し、宿泊施設の確保や食料の調達等、福利厚生の充実を図る。

(1) 宿泊及び仮眠施設等の確保

災害対策活動従事者の宿泊及び一時的な仮眠施設を公共施設、公営住宅の利用、民間宿泊施設等の随時借り上げによって確保・調整に努める。

(2) 食料等の調達

災害対策活動従事者への食料等を協定業者等から調達する。なお、配送については、被災者への救護物資及び給食等の配送と併せ、輸送の合理化を図る。

(3) 勤務状況の把握・管理

災害対策活動従事者の勤務時間の把握・管理に努め、各部の実情に即し適宜要員の交代等を行う。

5 防災会議の開催

市内において災害が発生し、各種の応急対策実施上必要のある場合は、市防災会議(資料編 資料1 参照)を開催し、関係機関相互に連絡調整、情報の収集その他必要な措置を行う。

第3 柏原羽曳野藤井寺消防組合警防本部の設置

柏原羽曳野藤井寺消防組合は、地震災害時には「柏原羽曳野藤井寺消防組合警防規程」に基づき警防本部を設置して、迅速かつ的確に災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるものとする。

1 目的

震災消防活動は、火災数及び災害規模・態様に応じ、消防力を効率的に運用し、人命の安全確保と被害の軽減を図ることを主眼とする。

2 活動方針の決定

警防本部長は、次により災害対策方針を決定し、震災消防活動の万全を期するものとする。

- (1) 延焼火災が多発したときは、全消防力をあげて消火活動を行う。
- (2) 震災消防活動体制が確立したときは、消防活動と並行して救助・救急等の活動を行う。
- (3) 延焼火災が少ないときは、救助・救急活動を主力に活動する。

第4 防災関係機関の組織動員配備体制

災害の規模に応じ、災害対策本部を設置するとともに、災害時における各機関の防災関係事務又は業務を、迅速かつ的確に実施できるよう、動員配備を行う。

第5 長期的対応のオペレーション体制

大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市及び大阪府は、被災者の精神的な安心と、一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能なオペレーション体制の整備を検討する。

第2節 自衛隊の災害派遣

■ 計画方針

市長は、自衛隊と災害又は事故の規模や被害情報等について緊密に連絡を図るとともに、住民の人命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、大阪府を通じて、自衛隊に災害派遣を要請するものとする。

第1 派遣要請

1 知事への要請

市長が、知事（大阪府危機管理室）に対して自衛隊の災害派遣要請を要求しようとする場合は、災害派遣要請要求書に定められた事項を明らかにし、電話又は口頭をもって要求する。なお、事後速やかに知事に文書を提出する。

〔資料編 資料16 知事への依頼書様式 参照〕

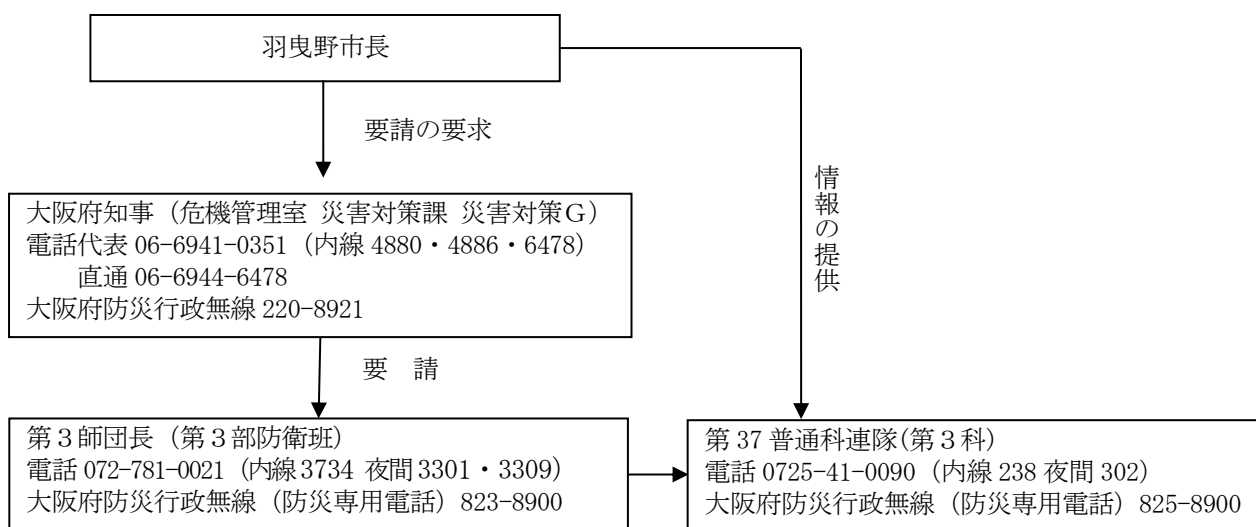
2 市長の直接通知

市長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接自衛隊に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに知事に通知する。

3 自衛隊に対する情報の提供

市長は、自衛隊の災害派遣を考慮する場合、自衛隊に対する災害派遣の要請の有無にかかわらず、できる限り早期に災害関係情報等を自衛隊に提供するものとする。

図3.1.2-1 自衛隊の派遣要請及び情報の提供



第2 自衛隊の自主派遣基準

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣する。この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長、警察署長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- (4) 海難事故の発生、運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における捜索又は救助活動を実施する場合
- (5) その他災害に際し、上記(1)から(4)までに準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

第3 派遣部隊の受け入れ

1 派遣部隊の誘導等

- (1) 大阪府は、自衛隊に災害派遣を要請した場合は、警察署及び災害派遣を依頼した市をはじめ防災関係機関に、その旨連絡する。
- (2) 警察署は、自衛隊の災害派遣に伴う誘導の要請があった場合は、被災地等へ誘導する。

2 受け入れ体制

- (1) 自衛隊の集結拠点
自衛隊の集結拠点は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう峰塚公園を指定する。
- (2) 他の機関との競合重複の排除
市長は、自衛隊の活動が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう事前に関係機関の長と協議連絡し、効率的、重点的に作業が分担できるよう配慮する。
- (3) 連絡員等の配置
派遣された部隊が円滑かつ効率的な救援活動ができるよう部隊が活動を行う期間、市もこれに合わせ連絡所を開設し連絡員を配置することにより、部隊の誘導及び災害対策本部との連絡を行う。
- (4) 作業計画及び資機材の準備
自衛隊に対する作業を要請するに当たっては、先行性のある計画を樹立するとともに、応急救援活動の実施に必要な資機材をあらかじめ準備し、使用に際しての管理者の理解を取りつけておくなど、作業が円滑に進展するよう配慮するものとする。
- (5) ヘリコプター発着可能地点
市は、災害時における市内のヘリコプター発着可能地点として指定したはびきのコロセアム（東側駐車場）、大阪はびきの医療センター、はびきの殖生学園、グレースヒルススポーツ公園や、各ドクターヘリランデブーポイントについて準備に万全を期する。
また、この他に、主たる災害地域等に近い発着可能地がある場合は、別に選定することができるも

のとする。

第4 派遣部隊の活動

派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。

なお、大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、防衛省・自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。

1 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

2 避難の援助

避難の命令等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

3 遭難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して搜索救助を行う。

4 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

5 消防活動

「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」（平成8年1月17日）により、消防機関と速やかに大規模災害に係る情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救護活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整する。

6 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

7 応急医療、救護及び防疫

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

8 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。
この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

9 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

10 物資の無償貸付又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

11 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

12 その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第5 撤収要請

市長は、作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成したとき又は、その必要がなくなったと判断したときは、派遣部隊その他関係機関と協議の上、速やかに電話又は口頭により知事に撤収要請を要求するものとする。

なお、事後進やかに文書を提出するものとする。

〔資料編 資料16 「知事への依頼書様式」 参照〕

第3節 広域応援等の要請・受け入れ・支援

■ 計画方針

市は、住民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、速やかに他市町村等に対し、応援を要請するとともに、受け入れ体制を整備し、被災者の救助等応急対策に万全を期するものとする。

また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。

第1 大阪府への応援要請等

1 要請の方法

市長は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認めたときは、災害対策基本法第68条に基づき、知事に対して次の必要事項を記載した文書をもって、応援を求める。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出する。

2 派遣要請の内容（必要記載事項）

- (1) 災害の状況
- (2) 応援を要請する理由
- (3) 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
- (4) 応援を必要とする活動内容
- (5) その他必要な事項

3 知事の指示等

知事は、市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、特に必要があると認めるときは、本市に対し、応急措置の実施について必要な指示を行い、又は他の市町村長を応援するよう指示する。

なお、知事の指示又は要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、応援を受ける市町村長の指揮の下に行動する。

4 知事による応急措置の代行

知事は、被災により本市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市長に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、市長に代わって行う。

第2 近隣市町村への応援要請

1 要請の方法

市長は、「災害相互応援協定」（資料編 資料5-1、5-2 参照）に基づき、堺市及び中河内、南河内地域の市町村に被害状況等を連絡し、必要とする応援の内容について、文書により要請を行う。

ただし、そのいとまがないときは、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出する。

2 応援の内容

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供
- (2) 被災者の救出・救護・防疫等災害応急活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 情報収集及び災害応急活動に必要な人的応援の提供
- (5) その他特に必要な事項

第3 広域応援協定市への応援要請

広域応援協定市への応援要請は、次の方法で行う。

1 要請の方法

市長は、「三市災害相互応援協定」（資料編 資料6 参照）に基づき、速やかに田辺市（和歌山県）及び橿原市（奈良県）に被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する事項を記載した文書を提出する。

ただし、そのいとまがないときは、電話又はFAX等により広域応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出する。

2 応援の内容

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供
- (2) 被災者の救出・救護・防疫等災害応急活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 情報収集及び災害応急活動に必要な人的応援の提供
- (5) その他特に必要な事項

第4 緊急消防援助隊の派遣要請

市長は、災害の状況を考慮して、市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合の消防力及び大阪府内の消防相互応援では十分な体制をとることができないと判断した場合は、知事に対して応援等が必要である旨の連絡を行う。また、知事に対して連絡を取ることができない場合は、消防庁長官に直接連絡する。

第5 職員の派遣及び派遣のあっせん要請

1 要請の方法

市長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、本市職員のみでは対応できないと認めた場合に、他の地方公共団体、指定地方行政機関の長、特定公共機関に対する職員派遣要請を行う。（地方自治法第252条の17又は災害対策基本法第29条第2項）

また、知事に対する指定地方行政機関、特定公共機関、他の地方公共団体、特定地方公共機関の職員派遣のあっせん要請を行う。（災害対策基本法第30条第1項、第2項）

要請にあたっては、次の必要事項を記載した文書で行う。

ただし、そのいとまがないときは、電話又はFAX等により広域応援の要請を行い、後日文書を速やかに提出する。

2 派遣要請の内容（必要記載事項）

- （1）派遣及び派遣のあっせんに要請する理由
- （2）派遣及び派遣のあっせんに要請する職員の職種別人員数
- （3）派遣及び派遣のあっせんを必要とする期間
- （4）派遣される職員の給与その他の勤務条件
- （5）その他必要な事項

第6 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣要請

市長は、「災害時等の応援に関する申し合わせ」（平成24年11月22日近畿地方整備局長）に基づき、市が行う被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害 応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、近畿地方整備局長に緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

〔資料編 資料5-3 災害時等の応援に関する申し合わせ 参照〕

第7 応急対策職員派遣制度に基づく支援

総務省は、大阪府及び市町村等と協力し、応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。また、大阪府及び市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

第8 広域応援等の受け入れ

市は、広域応援等を要請したときは、広域応援部隊の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認し、適切な場所へ受け入れる。特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート

第3部 災害応急対策計画

第1章 活動体制の確立

等の準備に万全を期する。

1 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、警察署等と連携し、被災地等へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。

2 連絡所等の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。

3 宿泊施設等の準備

広域応援部隊の要員に対し、宿泊施設等の場所の確保を行う。

4 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

第9 災害対策要員確保

災害時には、市の職員のみでは不十分なので、労力の不足を補い救助作業の円滑な推進を図るため、労働者等の確保に努めるものとする。

1 労働者確保の種別

災害時において、市の職員では不十分なとき、次のとおり労働者の確保に努めるものとする。

- (1) 災害対策実施機関の常用労働者及び関係者等の労働者の動員
- (2) 赤十字奉仕団等の隣保民間奉仕団の協力動員
- (3) 公共職業安定所のあっせん供給による一般労働者の動員
- (4) 緊急時等において従事命令等による労働者の動員

2 公共職業安定所の労働者供給要請

- (1) 公共職業安定所への要請

公共職業安定所に対しては、次の事項を明らかにして必要労働者の供給あっせんを依頼するものとする。

- ① 必要労働者数
- ② 男女別内訳
- ③ 作業の内容
- ④ 作業実施期間
- ⑤ 賃金の額
- ⑥ 労働時間
- ⑦ 作業場所の所在
- ⑧ 残業の有無
- ⑨ 労働者の輸送方法
- ⑩ その他必要な事項

- (2) 賃金

賃金は、原則として市内における同職種に支払われる額とする。

3 民間人の従事

市長は、市域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

市は、災害応急対策を実施するための人員の確保が必要となった場合は、次の各法令に従って要員の確保に努めるものとする。

(1) 命令の種類と執行者

表 3. 1. 3-1 民間人の応急対策事業等への従事命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者
災害応急措置全般	従事命令	災害対策基本法第 65 条第 1 項 災害対策基本法第 65 条第 2 項 災害対策基本法第 65 条第 3 項	市長 警察官 自衛官
災害救助	従事命令 協力命令	災害救助法第 7 条 災害救助法第 8 条	知事
災害救助を除く応急措置全般	従事命令 協力命令	災害対策基本法第 71 条第 1 項 災害対策基本法第 71 条第 2 項	知事 市長（委任を受けた場合）
災害応急措置全般	従事命令	警察官職務執行法第 4 条第 1 項	警察官
消防作業	従事命令	消防法第 29 条第 5 項	消防吏員 消防団員
水防作業	従事命令	水防法第 24 条	水防管理者 水防団長 消防機関の長

(2) 命令対象者

表 3. 1. 3-2 命令の対象者

命令区分	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 (災害応急対策及び救助作業)	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職 5 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者 6 鉄道事業者及びその従事者 7 軌道経営者及びその従事者 8 自動車運送業者及びその従事者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令 (災害応急対策並びに救助作業)	救助を要する者及びその近隣の者の協力命令
災害対策基本法による市長、警察官又は海上保安官の従事命令（災害応急対策全般）	当該市町村の区域の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令(災害応急対策全般)	その場に居合わせた者及びその物件の管理者、その他関係者

第3部 災害応急対策計画

第1章 活動体制の確立

命令区分	対象者
水防法による水防管理者、水防団長又は消防機関の長の従事命令（水防作業）	水防の現場にある者又は区域内に居住する者
消防法による消防吏員又は消防団員の従事命令（消防作業）	火災の現場付近にある者

（3）公用令書の交付

従事命令若しくは協力命令を発するとき又は発した命令を変更し、若しくは取り消すときは、公用令書を交付するものとする。

（4）費用

知事又は知事の委任を受けた市長が、災害対策基本法第71条の規定に基づいて発した従事命令により災害応急対策に従事した者に対しては、災害対策基本法第82条により大阪府が実費を弁償するものとする。

（5）損害補償

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者がそのことにより死亡し、負傷し又は疾病にかかった場合には、災害対策基本法第84条又は災害救助法第29条の規定によりその損害を補償する。

4 市内各組織の活用

（1）協力の要請

市長は、住民の自主防災を促進した応急救助業務を円滑に行うため、次に掲げる団体に対し、救助活動等の奉仕協力を依頼する。

- ① 区長会
- ② 社会福祉協議会
- ③ 日赤奉仕団
- ④ 民生委員
- ⑤ 農業委員
- ⑥ 水利委員
- ⑦ 青年団
- ⑧ 自警団
- ⑨ 婦人防火クラブ

（2）活動範囲

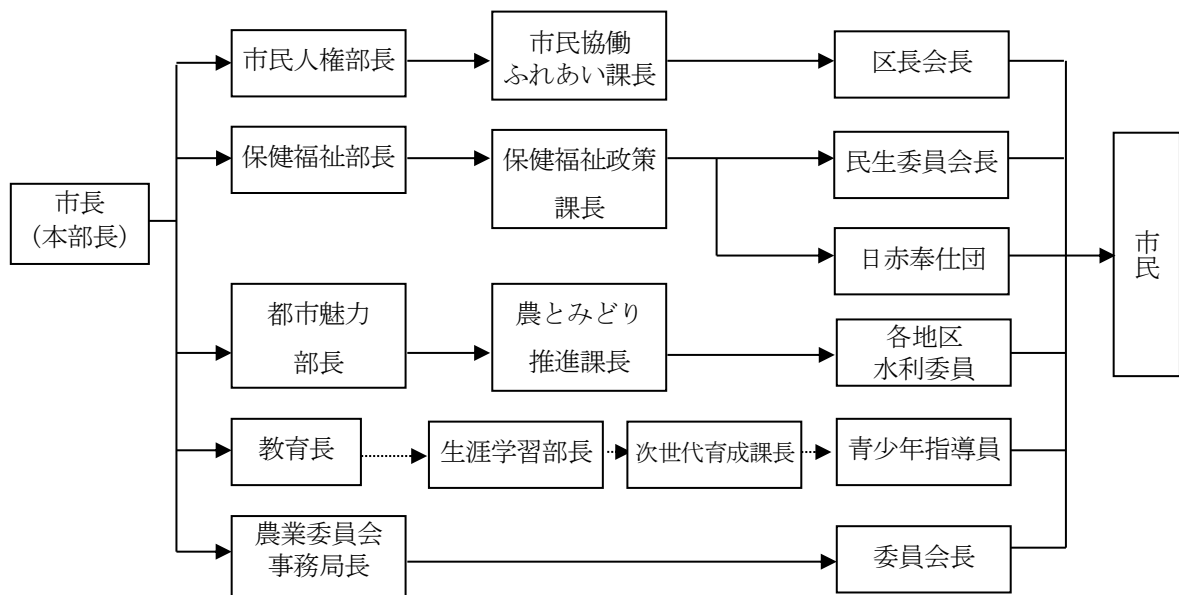
依頼を受けた団体の協力奉仕活動の範囲は、次のとおりとする。

- ① 被害に関する各種連絡
- ② 避難誘導及び避難者の世話
- ③ 救援物資の配分
- ④ 炊き出し
- ⑤ 医療及び助産の応援
- ⑥ 防疫及び清掃の実施
- ⑦ その他災害応急対策に関する作業

(3) 連絡系統

各団体への連絡系統は、次の系統図により行う。

図3.1.3-1 各団体への連絡系統



5 関連業界団体等の活用

市は、市内の業界団体や事業所等に対しても災害応急対策への協力を要請し、あわせて資機材等の確保を要請する。

第4節 災害緊急事態

市は、内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、大阪府内が関係地域の全部又は一部となった場合、大阪府、関係市町村をはじめ防災関係機関と連携し、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、本市の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

第2章 情報収集伝達・警戒活動

第1節 警戒期の情報伝達

■ 計画方針

市及び防災関係機関は、大阪管区気象台等から発せられる気象予警報等を、あらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民に迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずるものとする。

また、大阪管区気象台及び大阪府は気象予警報の伝達・周知にあたっては、参考となる警戒レベルも附すものとする。

第1 気象予警報の伝達

1 大阪管区気象台の発表する予警報等

大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。その際、災害の危険度が高まる地域を示すなど、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝えるキキクル（危険度分布）等の情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

（1）警報及び注意報

気象現象等により市域に被害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒及び注意を喚起するために発表される警報及び注意報の基準は、次のとおりである。

表3.2.1-1 大阪管区気象台から発表される警報・注意報発表基準一覧表

令和2年8月6日現在
発表官署 大阪管区気象台

羽曳野市	府県予報区		大阪府	
	一次細分区域		大阪府	
	市町村等をまとめた地域		南河内	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	20
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	119
	洪水		流域雨量指数基準	東除川流域=13.2
			複合基準	—
			指定河川洪水予報による基準	大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋] 大和川下流[柏原]
	暴風		平均風速	20m/秒
	暴風雪		平均風速	20m/秒 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	10
			土壌雨量指数基準	82
	洪水		流域雨量指数基準	東除川流域=10.5
			複合基準	東除川流域= (8, 8.4)
			指定河川洪水予報による基準	大和川水系石川[金剛大橋・玉手橋]
	強風		平均風速	12m/秒

風雪	平均風速	12m/秒 雪を伴う
大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5cm
波浪	有義波高	
高潮	潮位	
雷	落雷等により被害が予想される場合	
融雪		
濃霧	視程	100m
乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 60%	
なだれ	①積雪の深さ 20cm 以上あり降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上あり最高気温 10℃以上又はかなりの降雨 ^{*1}	
低温	最低気温-5℃以下	
霜	4 月 15 日以降の晩霜 最低気温 4℃以下	
着氷		
着雪	24 時間降雪の深さ：平地 20cm 以上 山地 40cm 以上 気温：-2℃～2℃	
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量 100mm

*1 気温は大阪管区気象台の値。

(2) 特別警報

気象現象等によって尋常でない災害が予想される場合、住民及び関係機関の最大限の警戒を促すために市町村毎に特別警報を発表する。

表 3. 2. 1-2 大阪管区気象台から発表される特別警報

現象の種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル 5 に相当。
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合である。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合である。
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合である。

注 1 表中の「数十年に一度」の現象に相当する降雨量等の客観的な指標は、気象庁ホームページで公表されており、「必要に応じ適時改善・見直しを行っていく」とされている。

地震については「緊急地震速報」（震度 6 弱以上を予想したもの）を特別警報に位置づけている。特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、従来どおりの名称で発表される。

現象の種類	発表基準
地震（地震動）	震度 6 弱以上の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度 6 弱以上）を特別警報に位置付ける。）

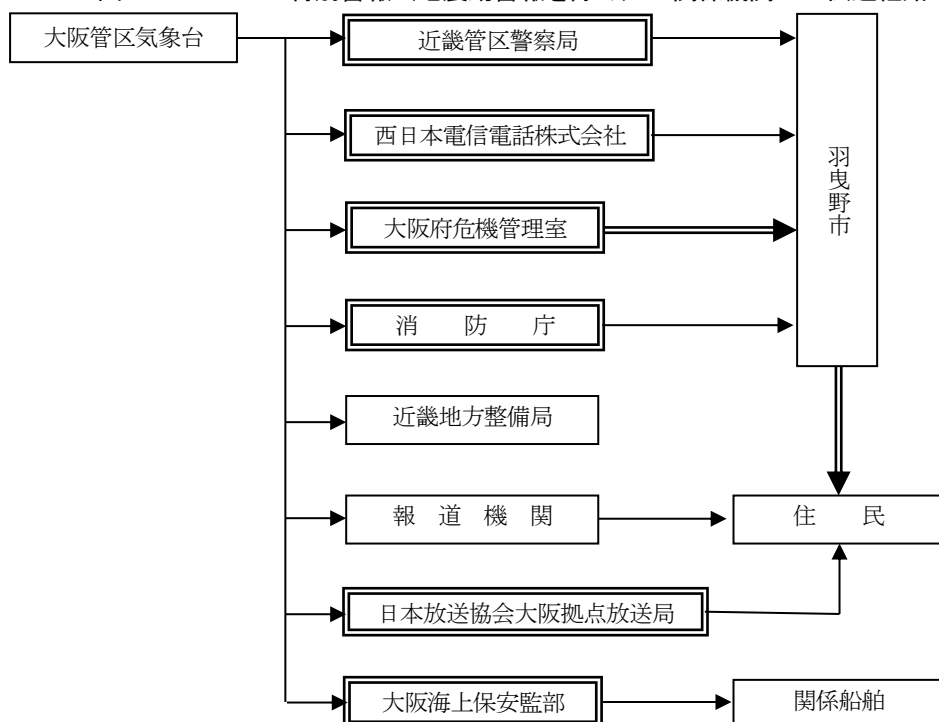
地震動の特別警報、警報及び予報については、以下の区分で運用される。なお、その名称については、「緊急地震速報」の名称で一般に認知されつつあることから、引き続きこの名称を用いて発表される。

区分	情報発表の名称	内容
地震動特別警報	「緊急地震速報（警報）」 又は 「緊急地震速報」	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。 このうち、震度6弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。
地震動警報		
地震動予報	「緊急地震速報（予報）」	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表するもの。

※：緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

特別警報の関係機関への伝達経路は、以下のとおり。

図3.2.1-1 特別警報（地震動警報を除く）の関係機関への伝達経路



- (注) 1 二重線枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先である。
2 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務付けられている。
3 気象庁は地震動警報（緊急地震速報）を発表した時には、日本放送協会に通知する。

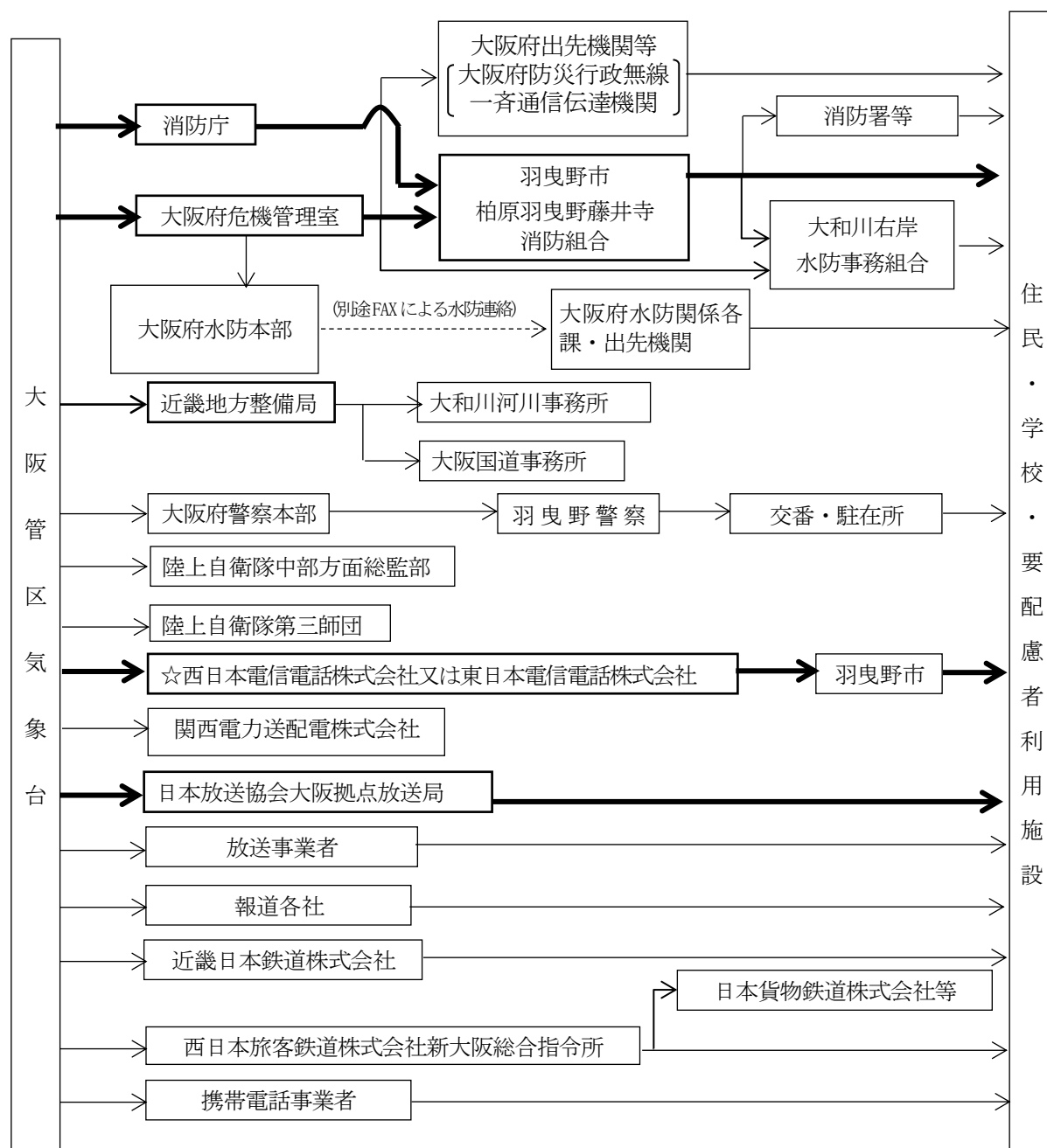
(3) 気象情報

警報や注意報は、気象要素(雨量、風速、波の高さ等)が基準に達すると予想した区域に対して発表されるが、地震で地盤がゆるんだり火山の噴火で火山灰が積もったりして災害発生にかかわる条件が変化した場合、通常とは異なる基準(暫定基準)で発表することがある。また、災害の発生状況によっては、この基準にとらわれず運用することもある。

竜巻注意報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報。雷注意報を補足する情報として、各地の気象台等が担当地域(概ね大阪府域)を対象に発表する。有効期間は発表から1時間としているが、注意すべき状況が続く場合には、再度発表される。この情報は、防災機関や報道機関へ伝達されるとともに、気象庁ホームページの「気象情報」ページで発表される。
記録的短時間大雨情報	数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測したり、解析したときに、府県気象情報の一種として発表される。基準は、1時間雨量歴代1位又は2位の記録を参考に、概ね大阪府域で決められている。この情報は、大雨警報発表時に、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために発表される。

(4) 気象予警報等の関係機関への伝達経路

図3.2.1-2 気象予警報等の関係機関への伝達経路



(注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。

2 ☆印は警報のみ。

3 放送事業者とは、朝日放送グループホールディングス株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社日経ラジオ社大阪支社、株式会社ジェイコムウエスト、テレビ大阪株式会社、株式会社FM802 (FMC0. CO. LO) の9社である。

4 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。

5 緊急速報メールは、気象等(大雨、暴風、波浪、高潮、大雪又は暴風雪)に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

6 特別警報は市町村から住民等への周知の措置が義務付けられている。(気象業務法第15条の2)

2 大阪管区気象台と近畿地方整備局が共同で発表する洪水予報（大和川）

大阪管区気象台と近畿地方整備局は、「大和川洪水予報実施要領」に基づき、大和川の洪水注意報、洪水警報及び洪水情報を共同で発表する。（気象業務法第14条の2第2項、水防法第10条第2項）

洪水予報の関係機関への伝達は、大阪府水防計画で定める経路による。

（1）大和川洪水注意報

氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

（2）大和川洪水警報

① 氾濫警戒情報

氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

② 氾濫危険情報

氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

③ 氾濫発生情報

氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため、直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

（3）大和川洪水情報

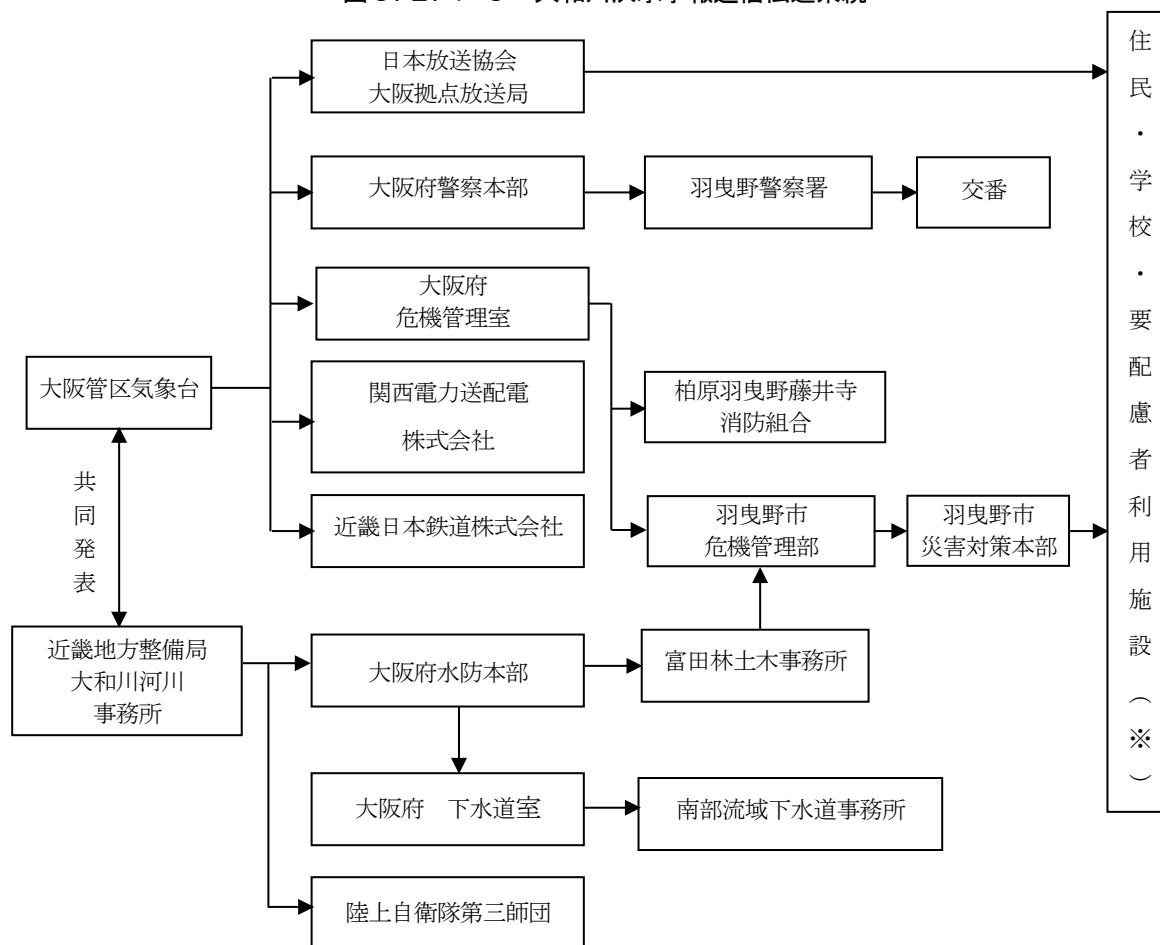
① 大和川の洪水注意報、洪水警報以外に関係機関又は一般に知らせる必要がある場合

② 洪水注意報、洪水警報の補足説明又は軽微な修正を内容とする場合

（4）洪水予報の関係機関への伝達経路

図3.2.1-3の連絡系統による。

図3.2.1-3 大和川洪水予報通信伝達系統



※浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を有する者が利用する施設（水防法第15条）

3 大阪管区气象台と大阪府が共同で発表する洪水予報（石川）

石川の洪水に関する予報は、「大和川水系石川の洪水予報実施要領」に基づき、大阪管区气象台及び大阪府が共同で行う。（気象業務法第14条の2第3項、水防法第11条）

洪水予報の関係機関への伝達は、大阪府水防計画で定める経路による。

（1）石川洪水注意報

氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

（2）石川洪水警報

① 氾濫警戒情報

氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

② 氾濫危険情報

氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

③ 氾濫発生情報

氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

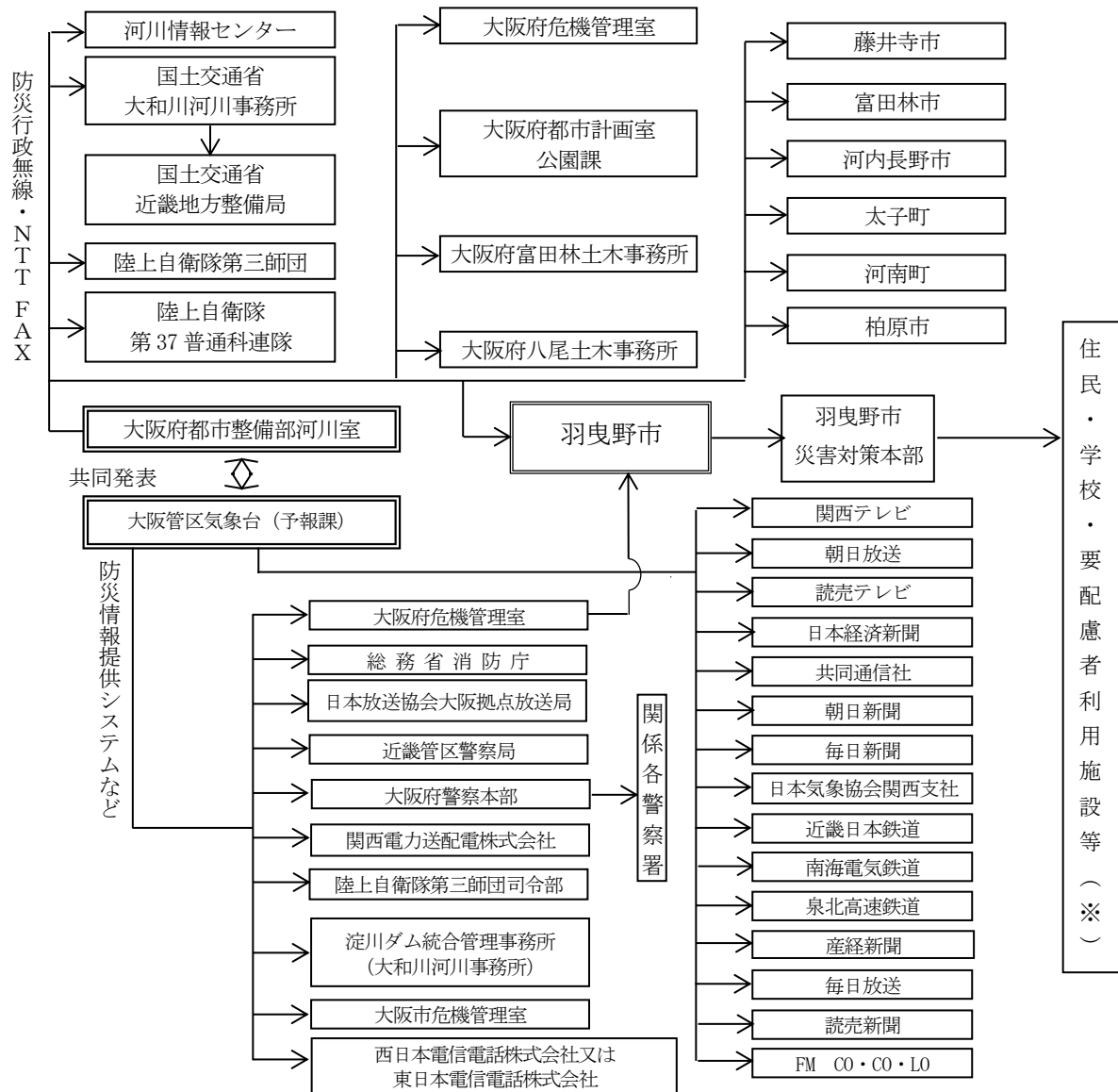
(3) 石川洪水情報

洪水注意報及び洪水警報の補足説明又は軽微な修正を必要とする場合

(4) 洪水予報の関係機関への伝達経路

図 3.2.1-4 の連絡系統による。

図3.2.1-4 石川洪水予報通信伝達系統

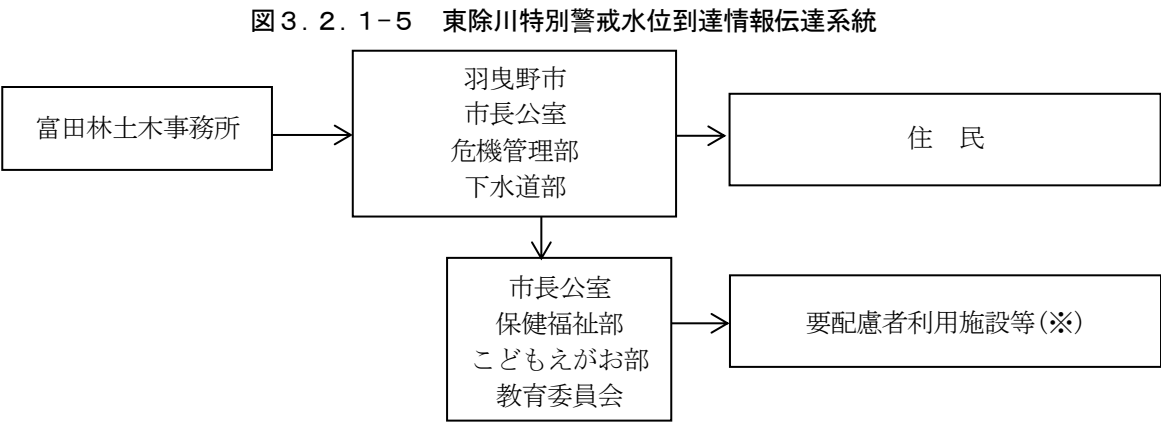


※浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を有する者が利用する施設（水防法第15条）

4 水位周知河川（東除川）の特別警戒水位到達情報

富田林土木事務所は、水位周知河川（東除川）の水位が特別警戒水位（大堀上小橋：3.90m）に達した場合には、その旨を水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。（水防法第13条第2項）

また、市は、特別警戒水位に到達した旨の情報等を住民に伝達する（伝達経路は図3.2.1-5による）。



※浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を有する者が利用する施設（水防法第15条）

5 大阪府と大阪管区气象台が共同で発表する土砂災害警戒情報

大阪府及び大阪管区气象台は、大雨警報（土砂災害）発表中に、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。土砂災害警戒情報は、危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、災害対策基本法第51条、第55条、気象業務法第11条、第13条、第15条及び第15条の2）

(1) 発表の基準

(発表基準) 大雨警報が発表中の市町村が属する格子の土壌雨量指数の履歴順位が気象庁の作成する降雨予測に基づき、「北大阪」「東部大阪」「南河内」「泉州」で第3位以上に達すると予想される場合、かつ土砂災害発生基準雨量が超過すると予想される場合に土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。 (解除基準) 土砂災害発生基準雨量と土壌雨量指数の発表基準をともに下廻り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるとき解除する。ただし、無降雨時間が長時間継続しているにもかかわらず、発表基準を下回らない場合は、災害発生の状況及び、土壌雨量指数の第2タンクの下降を確認した場合に大阪府と气象台の協議の上解除する。
--

※土壌雨量指数：第2章第1節第1 参照

※土砂災害警戒情報の留意点

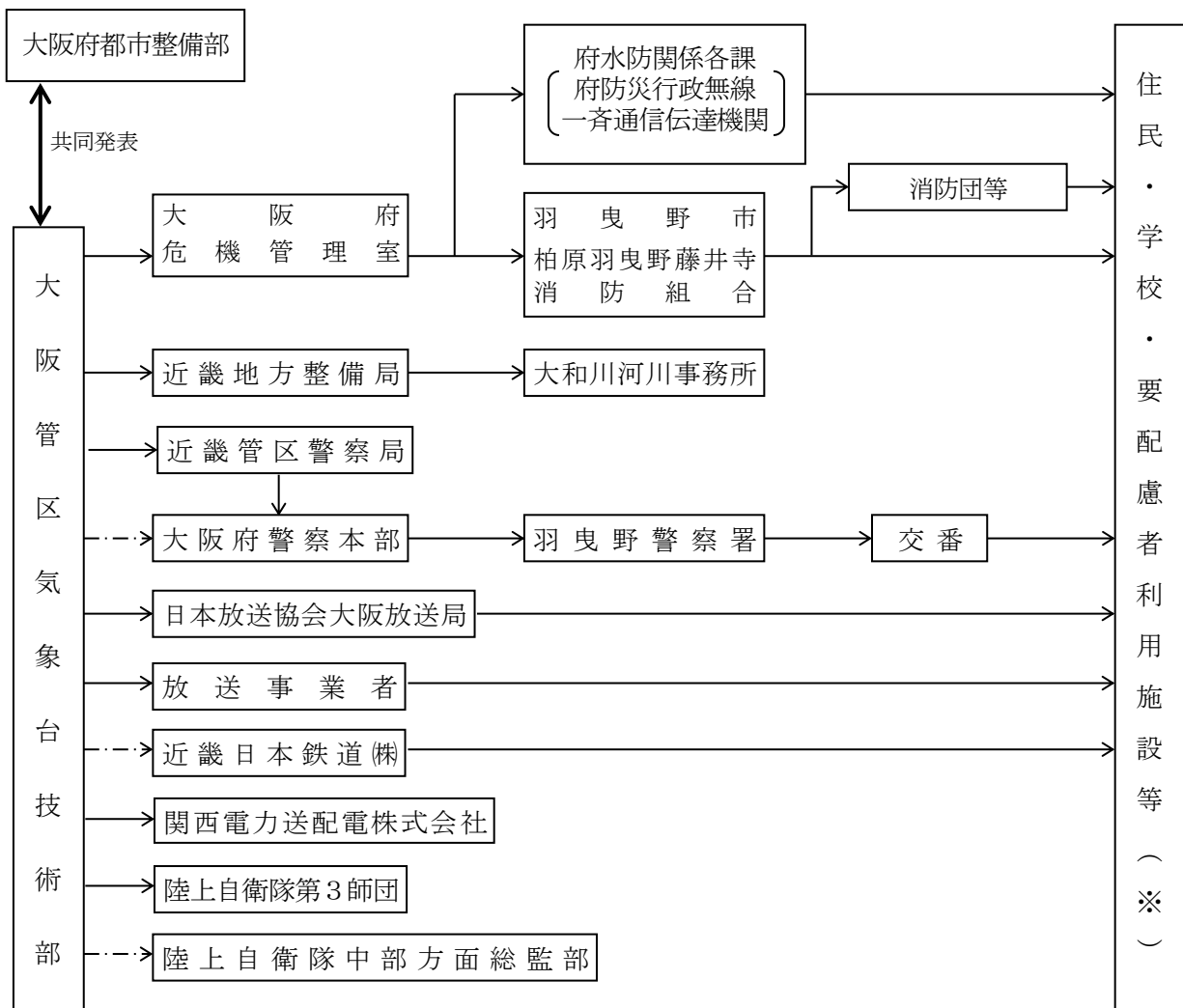
土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壌雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を直接的に反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

（2）伝達体制

伝達体制は、図3.2.1-6の伝達系統による。

図3.2.1-6 土砂災害警戒情報伝達系統



- 1 放送事業者とは、朝日放送グループホールディングス株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社日経ラジオ社大阪支社、株式会社ジェイコムウエスト、テレビ大阪株式会社、株式会社FM802（FMC0.C0.L0）の9社である。
- 2 大阪管区気象台からの伝達経路で ---→ 及び放送事業者の株式会社エフエム大阪は専用回線外である。

※浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を有する者が利用する施設（水防法第15条）

6 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分ごとに更新している。

7 火災気象通報

火災気象通報は、消防法第22条第3項に基づいて大阪管区気象台長が気象の状況が火災予防上危険であると認めるとき、その状況を知事に通報するもので、市長が知事からこの通報を受けたときは、必要により関係団体及び市民等に火災警報を発令するものとする。

（1）火災気象通報の通報基準は、次のとおりとする。

実効湿度 60%以下で、最小湿度が 40%以下となり、大阪府内（生駒山地の山頂部付近を除く）のいずれかで、最大風速（10 分間平均風速の最大値）が 10m/秒となる見込みのとき。

ただし、降雨、降雪が予測される場合は、通報を取りやめることができる。

（2）火災警報の発令又は解除の市民への周知については、次の要領で行う。

①「火災警報発令中」の掲示板を火災警報発令時に消防署等に掲示し、解除時にはこれを撤去する。

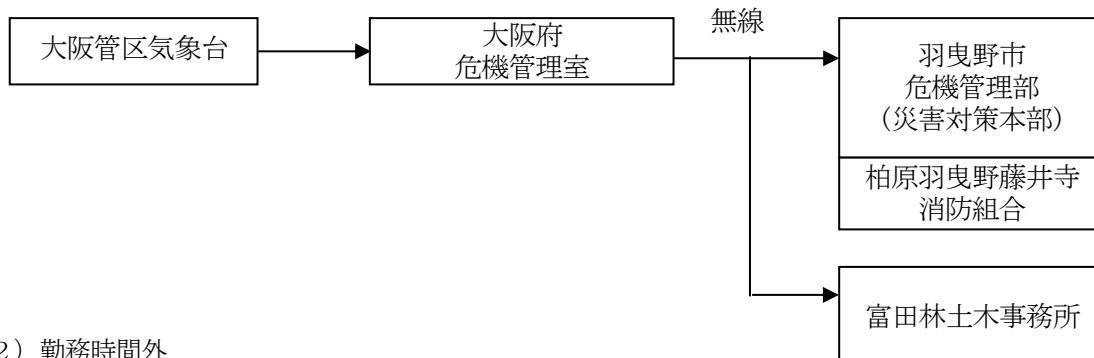
②消防組合等の広報車で、巡回し周知する。

第2 大阪府等からの伝達系統

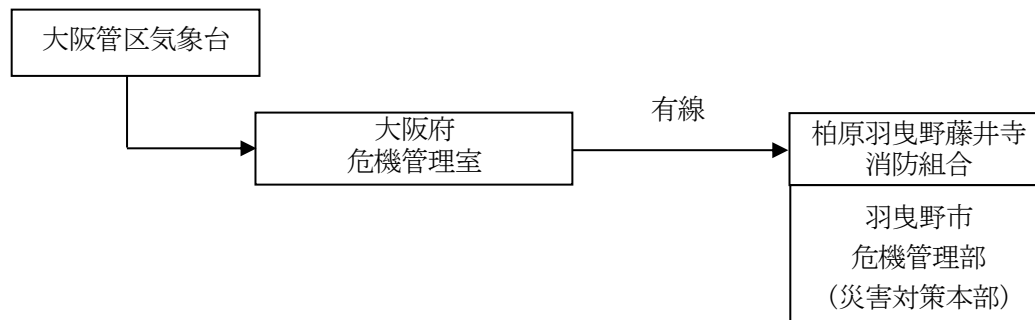
大阪府等からの具体的な伝達系統は、次のとおりである。

1 大阪府（危機管理室）からの伝達系統

(1) 平常時間内（外で体制時含む）



(2) 勤務時間外

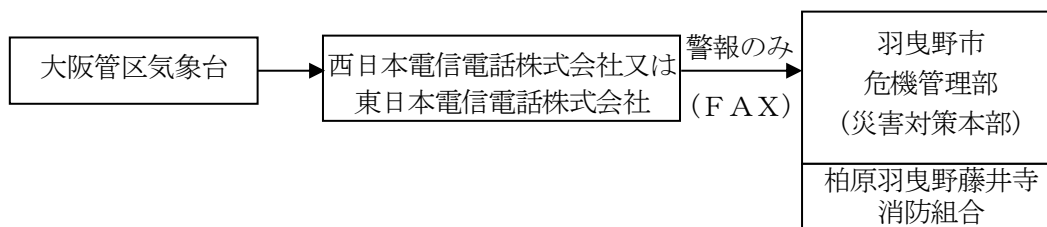


(注) 勤務時間外においても次の場合は、原則として大阪府防災行政無線の一斉通信により伝達される。

なお、一斉通信を行う場合は、市へ事前に通知される。

- ・勤務時間内に各種警報が発表され、午後5時現在継続しているとき。
- ・勤務時間外に各種警報が発表されたとき。
- ・上記以外の場合で、相当程度の被害が予想され、又は被害が発生したとき。

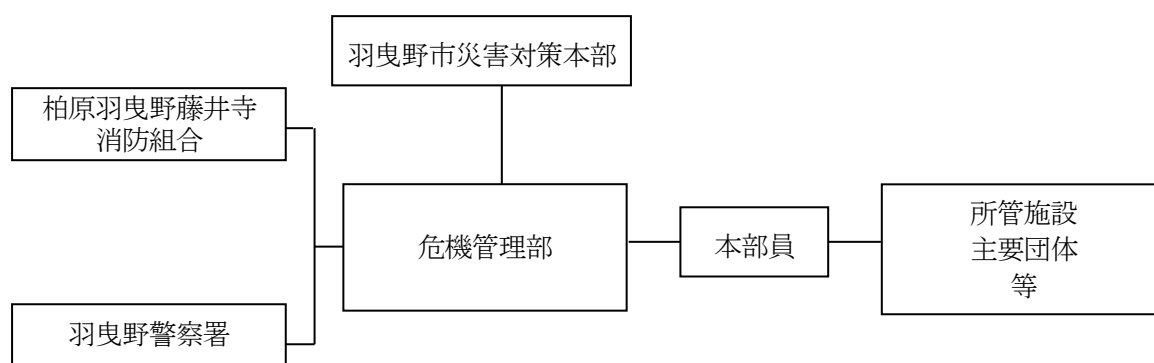
2 NTTからの伝達



第3 庁内における伝達

庁内各施設及び主要関係団体への伝達系統は、次のとおりとする。

図3.2.1-7 庁内・主要団体への予警報の伝達系統



第4 住民への周知

市長は、気象予警報等の伝達を受けたとき又は自ら火災警報を発したときは、市防災行政無線（戸別受信機を含む。）、市ウェブサイト、広報車、警鐘等を利用し、予警報を住民、学校、自主防災組織、ため池管理者、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等へ迅速確実に伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者等に必要な情報が速やかに行き届くように配慮する。

ただし、注意報については、市長の判断により行う。

また、大規模な台風が接近している場合、大阪府及び気象台と情報共有・連携を密にし、住民に対し、身の安全確保の呼びかけに努めるものとする。

道路管理者は、降雨状況等から通行規制範囲を予め指定し、市ウェブサイト等で周知し、規制の基準に達した場合はできるだけ早く通行規制状況を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨状況の変化に応じて規制区間の見直しを行うものとする。

1 伝達方法

（1）直接的な方法

- ① 広報車の利用
- ② 水防計画等による警鐘の利用
- ③ 電話・口頭による戸別通知
- ④ 有線放送の利用
- ⑤ ヘリコプター

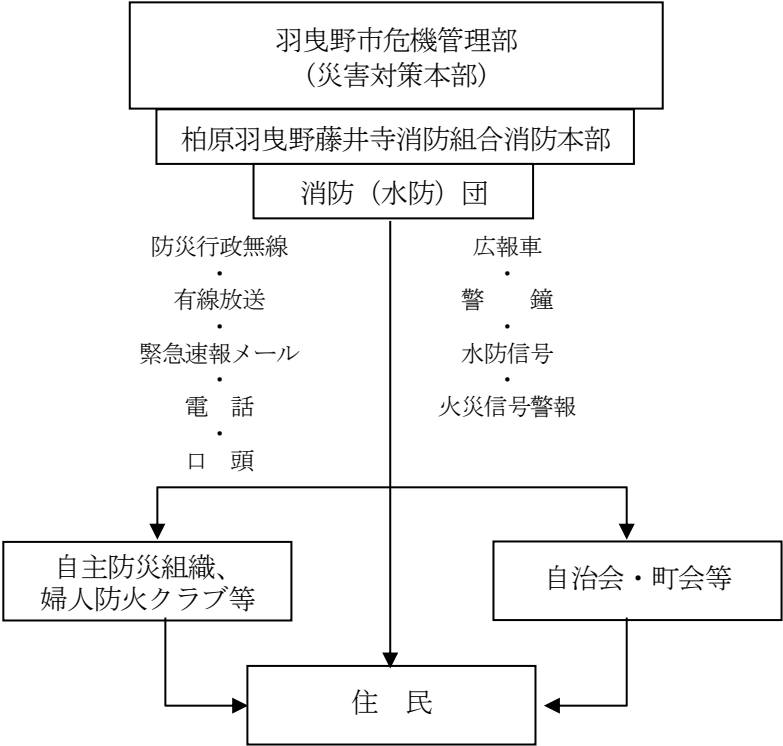
（2）間接的な方法

- ① 公共的団体（町会、自治会、自主防災組織、婦人防火クラブ等）を通じての通知
- ② 他機関を通じての通知

2 住民への伝達系統

住民への伝達系統は、次のとおりとする。

図3.2.1-8 住民への伝達系統



第2節 警戒活動

■ 計画方針

市をはじめ大阪府、防災関係機関は、災害の発生に備え、警戒活動を行うものとする。

第1 気象観測情報の収集伝達

市及び防災関係機関は、連携して正確な気象情報を収集、把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

1 雨量

(1) 雨量計の設置及び観測

市長は、降雨量観測のために必要な雨量計（簡易雨量計を含む）を設置し、次のとおり観測責任者を定める。

表3.2.2-1 雨量計の設置場所及び観測責任者

雨量計の設置場所	羽曳野市碓井3-388-1（碓井ポンプ場）
観測責任者	下水道総務課長

（注）雨量測定開始時期は、気象庁の大雨注意報等が発表された時期の他、市長が指示した時期とし、警戒体制に入ってから測定間隔は概ね10分とする。

(2) 降雨状況の把握

大阪府内における降雨の状況は様でないので、市は、各危険地域の雨量測定を実施する。

(3) 災害対策本部長は必要に応じて、富田林土木事務所、柏原羽曳野藤井寺消防組合、羽曳野警察署等へ連絡する。

2 ため池水位

(1) ため池の管理者は、その管理するため池の水位が上昇し、若しくは降雨等の状況により出水のおそれのあることを認めたとき又は後に通報水位を下回るまで、状況を市長及び南河内農と緑の総合事務所に長に通報する。

(2) 市長は前項の通報を受けたときは、直ちに南河内農と緑の総合事務所に通報する。なお、必要に応じ富田林土木事務所、柏原羽曳野藤井寺消防組合、羽曳野警察署に通報する。

(3) ため池防災テレメーターの利活用

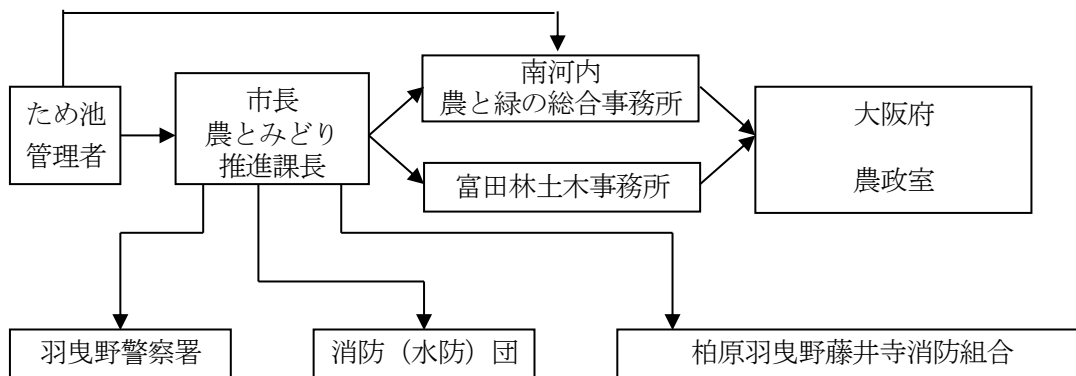
本市管内において、水防上重要なため池2か所について、「ため池防災テレメーター観測所」を設置し、ため池水位、雨量の自動観測及びデータ収集を行う。同テレメーターシステムの積極的な利活用により正確かつ迅速な防災活動の実施を図る。

表3.2.2-2 管内ため池水位観測所一覧表

観測所名	通報水位 警戒水位	余水吐底より 堤防天端まで	所在地	観測局 管理者	ため池 管理者	備考
夫婦池	余水敷高 0.4m	1.4m	伊賀3-648-1	南河内農と緑の 総合事務所長	伊賀水利 組合長	
飛鳥新池	余水敷高 0.95m	2.4m	飛鳥968	南河内農と緑の 総合事務所長	飛鳥水利 組合長	

(4) 通報系統

通報系統は次の図のとおりとする。



3 その他の情報の収集

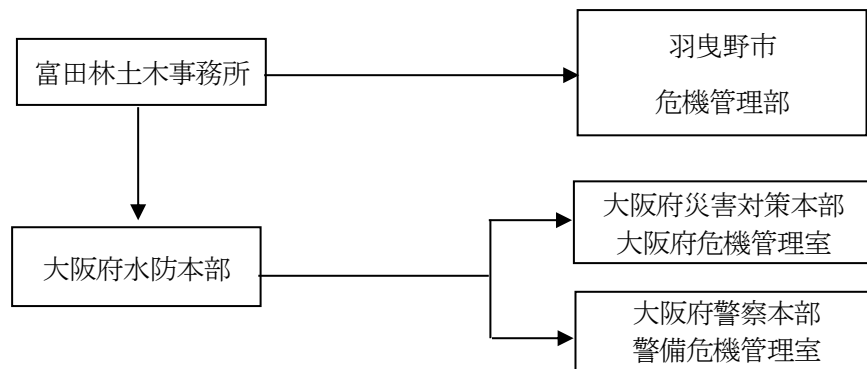
前項1～2に定めるもののほか、市長は、羽曳野警察署・南河内地域防災室・富田林土木事務所その他の防災関係機関と常に連絡をとり、相互の情報交換・収集に努める。

第2 水防警報及び水防情報

知事が指定する河川において、洪水による災害の発生が予想される場合、知事は、水防活動を必要とする旨の警報を発令する。（水防法第16条）

1 知事が発令する水防警報

知事が指定する河川（石川、東除川）において、洪水が生じるおそれがあると認められる場合は、大阪府が水防警報を発し、富田林土木事務所を通じて市へ通知する。



第3部 災害応急対策計画
第2章 情報収集伝達・警戒活動

(1) 水防警報発令の時期

① 準備

通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。

② 出動

警戒水位に達したとき若しくはそのおそれがあるとき又は警戒水位を超えることが予想されるとき。

③ 解除

水位が警戒水位下になり水防活動を必要としなくなったとき。

第3 水防活動

市は、市域において洪水、雨水出水による災害の発生が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。なお、羽曳野市災害対策本部が設置された場合は、同本部のもと水防活動を実施する。また、水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

1 水防警戒活動

(1) 水防配備のための招集体制は、第1章第1節「組織動員」による。

(2) 水防区域の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報を行う。

(3) 重要箇所を中心に監視、警戒を行うとともに、異常を発見したときは、直ちに水防作業を開始し、富田林土木事務所（河川）、南河内農と緑の総合事務所（ため池）に報告する。

① 堤防の亀裂、欠け・崩れ、沈下等

② 堤防からの越水状況

③ 樋門の水漏れ

④ 橋梁等構造物の異常

⑤ ため池の流入水・放出水の状況、付近の山崩れ 等

(4) 水防に必要な資機材の点検整備を実施する。

(5) 必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

2 水防活動

(1) 計画方針

本計画は、水防法、災害対策基本法及び大阪府水防計画に基づき、本市の防災関連計画の一環として作成するもので、洪水その他による大規模な水害の発生又は発生するおそれがある場合において、洪水等を警戒し、防御し、これによる被害を軽減する目的をもって、市内各河川等に対する監視、警戒その他水防上必要な事項について定めるものとする。

また、地震発生後の水防活動として、水防管理団体は、直ちに本市域内の河川、ため池を巡視し、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに当該施設の管理者に連絡して必要な措置を求める。緊急を要する場合には、水門、樋門の操作、その他の水防活動を適宜行う。

(2) 任務

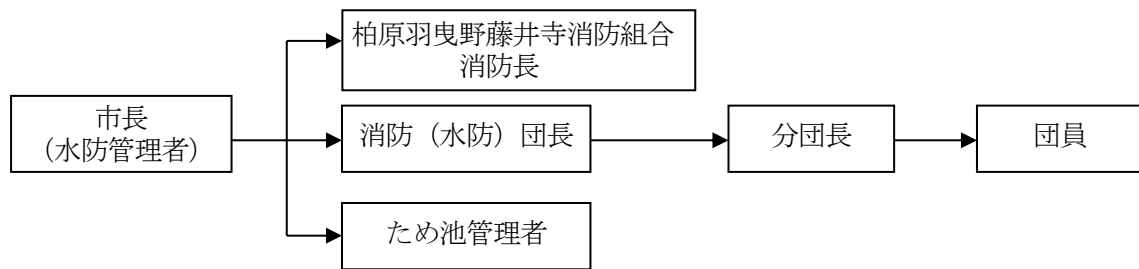
市は、水防法第3条の規定に基づき、水防管理団体として市の行政区域内における水防を十分果たすこととする。

(3) 水防組織

水防組織は、第1章第1節「組織動員」を準用する。

(4) 指揮伝達系統

水防に関する指揮及び伝達の系統は、次のとおりとする。



(5) 消防(水防)団の配備

- ① 市長は、気象予警報等を受報したとき又は種々の状況により必要と認めたときは、消防(水防)団長に対し、消防(水防)団員配備を要請するものとする。
- ② 消防(水防)団長は、市長の要請を受けたとき又は自ら必要と認めたときは、消防(水防)団員に配備を指示し、伝達するものとする。
- ③ 消防団員の配備区分は、次のとおりとする。

ア 警戒配備体制(最少人員の配備)

雨量、水位その他の状況により、河川、ため池等の警戒にあたるため出動する。

イ 非常配備体制

第1 配備体制 消防ポンプ自動車所属分団

第2 配備体制 消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ所属分団

(6) 各分団の受持区域

各分団の受持区域は、次のとおりとする。

表3.2.2-3 各分団の受持区域

地区団名	受持区域	主な河川、ため池
古市地区団	古市地区	石川、大乘川、大水川
高鷲地区団	高鷲地区	東除川、新池、皿池
埴生地区団	埴生地区・羽曳が丘地区	東除川、芋地池、雨ヶ池、夫婦池
西浦地区団	西浦地区	大乘川、乙が池、戸刈池
駒ヶ谷地区団	駒ヶ谷地区	飛鳥川、新池、梅川
丹比地区団	丹比地区	東除川

(7) 水防資器材

市は、水防活動が十分に実施できるよう水防資器材を準備しておくとともに、保有状況を常に的確に把握し、災害時には現場への配送、輸送を迅速に行い、水防作業を円滑に実施できるよう措置するものとする。

〔資料編 資料18 「羽曳野市水防資機材の備蓄物資一覧表」 参照〕

第3部 災害応急対策計画
第2章 情報収集伝達・警戒活動

(8) 水防信号

水防法第20条に基づき大阪府知事が定める水防に用いる信号は、次のとおりとする。

表3.2.2-4 水防信号

警鐘信号				サイレン信号
第1信号	○休止	○休止	○休止	約5秒約15秒約5秒約15秒約5秒約15秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止
第2信号	○—○—○	○—○—○	○—○—○	約5秒約6秒約5秒約6秒約5秒約6秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止
第3信号	○—○—○—○	○—○—○—○	○—○—○—○	約10秒約5秒約10秒約5秒約10秒約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止
第4信号	乱打			約1分 約5秒 約1分 約5秒 ○— 休止 ○— 休止
	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用すること。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。			

第1信号 河川では量水標が警戒水位に達し、洪水のおそれがあることを知らせるもの。

第2信号 水防団員及び消防機関に属する者が、直ちに出勤すべきことを知らせるもの。

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住するものが出勤すべきことを知らせるもの。

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のために立退くべきことを知らせるもの。

(9) 情報連絡

次の基準に従って、情報連絡を緊密に行うものとする。

- ① 市長と消防（水防）団長は、気象予警報等、雨量、水位の状況等を相互に通報し合うこと。
- ② 消防（水防）団長は、出勤した団員から現場の状況等を収集し、逐一市長に報告すること。
- ③ 市長は、常に富田林土木事務所長、南河内地域防災監、南河内農と緑の総合事務所長、羽曳野警察署長等と連絡をとり、情報を収集し、提供し合うこと。

(10) 応援要請

市長は、市職員、市消防団員だけでは必要な措置がとれないときは、隣接市町長に対し、資器材、要員の応援を要請する。

第4 土砂災害警戒活動

市及び大阪府は、豪雨等によって生じる土砂災害に備える。

※活動は「大阪府水防計画（第5章 第9節）」参照

第5 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある次のような異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく柏原羽曳野藤井寺消防組合、市長、警察官等に通報する。

通報を受けた市長は、必要に応じ大阪管区气象台、大阪府及び柏原羽曳野藤井寺消防組合、羽曳野警察署等の防災関係機関に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図る。

1 地震

堤防からの漏水、地割れ、湧水の出現、井戸水位の急激な変動 等

2 水害（河川、ため池等）

堤防の亀裂又は欠け・崩れ、堤防からの越水、堤防の天端の亀裂又は沈下 等

3 土砂災害

（1）土石流

山鳴り、降雨時の川の水位の低下、川の流れの濁り及び流木の混在 等

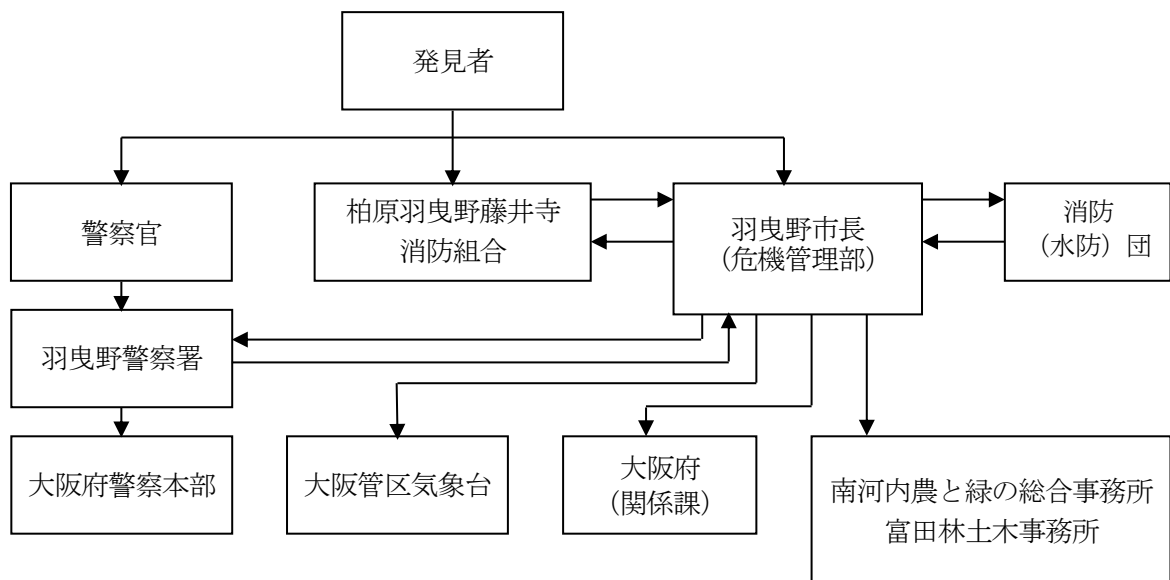
（2）地すべり

地面のひび割れ、沢や井戸水の濁り、斜面からの水の吹き出し 等

（3）がけ崩れ

わき水の濁り、がけの亀裂、小石の落下 等

図3.2.2-1 異常現象の通報伝達系統



第6 ライフライン・交通等警戒活動

ライフライン、交通に関わる事業者は、豪雨、暴風等によって起こる災害に備える。

1 ライフライン事業者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制をとる。

（1）上水道、下水道（市、大阪府、大阪広域水道企業団）

- ① 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- ② 応急対策用資機材の確保

（2）電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

- ① 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- ② 応急対策用資機材の確保

第3部 災害応急対策計画
第2章 情報収集伝達・警戒活動

- (3) ガス（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社）
 - ① 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
 - ② 応急対策用資機材の点検、整備、確保
 - ③ 主要供給路線、橋梁架管等の巡回点検
- (4) 電気通信（西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ（関西支社）、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）
 - ① 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置
 - ② 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の措置
 - ③ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施
 - ④ 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源施設に対する必要な措置の実施
 - ⑤ 防災のために必要な工事車両、資機材の準備
 - ⑥ 電気通信設備等に対する必要な防護措置
 - ⑦ その他安全上必要な措置

2 交通施設管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。

- (1) 鉄軌道施設（近畿日本鉄道株式会社）
 - ① 定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ又は速度制限を行う。
 - ② 適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。
- (2) 道路施設（市、大阪府、西日本高速道路株式会社、大阪府道路公社）
 - ① 定められた基準により、通行の禁止、制限又は速度規制を行う。
 - ② 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導等適切な措置を講ずる。
- (3) 乗合旅客自動車運送事業者（近鉄バス株式会社、金剛自動車株式会社）
 - ① あらかじめ定めた基準により、バス運行の停止、運転の見合わせ又は速度制限を行う。
 - ② バス路線の道路状況を速やかに把握するとともに、市及び関係機関にその状況を報告し、交通規制等に関する指示を求める。

第7 物資等の事前状況確認

大規模な災害発生のおそれがある場合、大阪府及び市は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

また、大阪府、国及び電気事業者等は、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。加えて、国は、災害応急対策に係る重要施設を有する所管事業者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うものとし、大阪府は、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、同様の確認を行うよう努める。

第3節 発災直後の情報収集伝達

■ 計画方針

市及び防災関係機関は、災害発生後、相互に連携協力し、直ちに地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行うものとする。また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報等の重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリージを行い、適切な応急対策を実施する。

第1 情報収集伝達経路

市は、可能な限り関係部課にわたる被害情報等を取りまとめ報告する。情報の連絡の流れ及び各関係機関の連絡先は、図3.2.3-1、表3.2.3-1のとおりである。

第2 市における情報収集伝達

災害発生後、直ちに防災行政無線や防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、大阪府をはじめ関係機関に迅速に伝達する。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

1 被害状況の把握

次の情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努めるとともに、大阪府をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。

- (1) 消防機関への通報状況
- (2) 警察署からの情報（通報状況等）
- (3) 防災関係機関からの情報
- (4) 自主防災組織、住民等からの情報
- (5) 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
- (6) 庁舎周辺の状況

(7) その他

図3.2.3-1 災害時の情報連絡の流れ

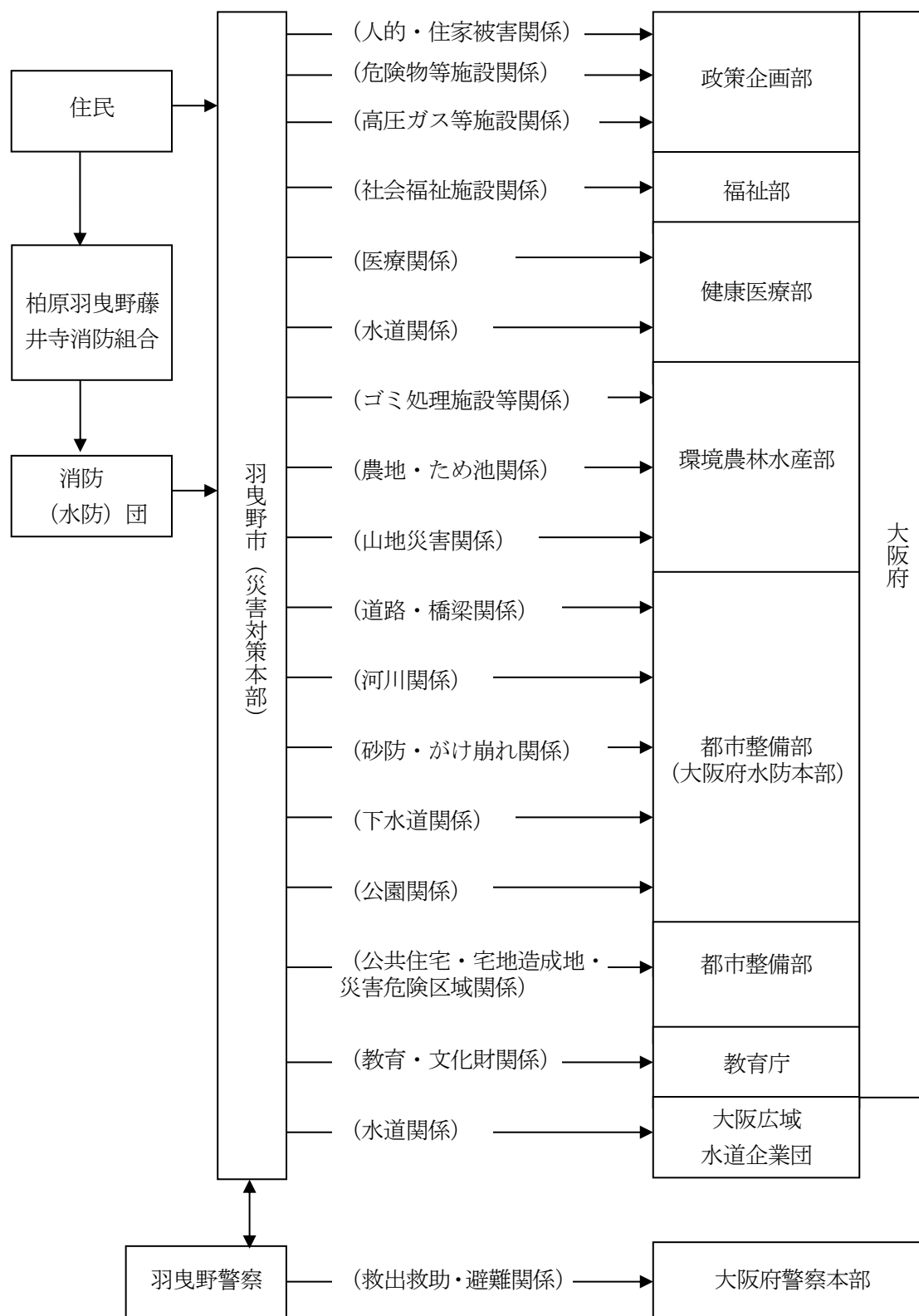


表3.2.3-1 防災関係機関の所在地と連絡先

機関名	連絡先	所在地	指定電話	大阪府防災無線番号
(国関係) 大阪管区气象台	予報課	大阪市中央区大手前4-1-76	(昼)(直)06(6949)6313 (夜)06(6949)6303	816-8930
(大阪府関係) 大阪府庁	危機管理室	大阪市中央区大手前3	06(6941)0351 (代表) 06(6944)6022 (直通) 06(6944)6022 (夜)	200-4871 220-8920
南河内農と緑の 総合事務所	地域政策室	富田林市寿町2-6-1	0721(25)1131	304-210
富田林土木事務所	地域支援・企画課 地域支援・防災グループ	富田林市寿町2-6-1	0721(25)1131	304-8910
大阪府藤井寺保健所	企画調整課	藤井寺市藤井寺1-8-36	072(955)4181	618-8900
大阪府南部流域 下水道事務所		松原市上田6-2-28	072(334)1771 (内320) 0721(25)1186 (緊急)	
松原建設事業所	建設課 河川グループ	松原市上田4-685-1	072(335)4550 (内54)	
羽曳野警察署	警備課	羽曳野市誉田4-2-1	072(952)1234	
大阪広域水道企業団 南部水道事業所		和泉市伏屋町5-7-10	0725(57)2181 (内線311~314)	260-418-311 ~314
(市関係) 羽曳野市 消防団本部		羽曳野市誉田4-1-1	072(956)0119	
柏原羽曳野藤井寺 消防組合	指令課	藤井寺市青山3-613-8	072(958)0119	447-8900
(公共機関等) 西日本電信電話株式会社 関西支店	災害対策室	大阪市都島区東野田町4-15-82	(平日昼間)06(6490)1324 (休日・祝日・夜間) 0120-444-113	
関西電力株式会社 羽曳野営業所		羽曳野市軽里1-127	072(956)3381	
大阪ガス株式会社 導管事業部 南部導管部	(平日昼間) 南部導管部 企画総務チーム (休日・祝日・夜間) 中央保安指令部	堺市堺区住吉橋町2-2-19	(平日昼間) 072(238)2375 (休日・祝日・夜間) 072(238)2716	
近畿日本鉄道株式会 社古市駅	駅長	羽曳野市古市1-1-22	072(956)0016	
羽曳野市医師会		羽曳野市誉田4-2-3	072(956)1000	
(隣接市町関係) 柏原市役所	政策推進部 危機管理課	柏原市安堂1-55	(昼)072(972)1529 (夜)072(972)1529	521-8900
藤井寺市役所	危機管理室	藤井寺市岡1-1-1	(昼)072(939)1111 (夜)072(939)1111	526-8900
松原市役所	市長公室 危機管理課	松原市阿保1-1-1	(昼)072(334)1550 (夜)072(334)1550	517-8900

機関名	連絡先	所在地	指定電話	大阪府防災無線番号
太子町役場	政策総務部 自治防災課	太子町大字山田 88	(昼)0721(98)0300 (夜)0721(98)0300	540-8900
富田林市	市長公室 危機管理室	富田林市常盤町 1-1	(昼)0721(25)1000 (夜)0721(25)1000	514-8900
堺市	危機管理室	堺市堺区南瓦町 3-1	(昼)072(233)1101 (夜)072(228)7080	501-8900

2 大阪府及び国への報告

被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第22条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（平成16年9月消防震第66号）により、基本的に大阪府に対して行う（大阪府に報告出来ない場合は、内閣総理大臣に対して行う。）。

- （1）消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を大阪府及び国（消防庁）に通報する。
- （2）大阪府への報告が、通信の途絶等によりできない場合は、直接国（消防庁）に報告する。
- （3）応急措置が完了した後、速やかに大阪府に災害確定報告を行う。

3 報告の基準

市は、次に掲げる項目に該当する場合は、大阪府等関係機関に報告する。

（1）一般基準

- ① 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ② 市が災害対策本部を設置した場合

（2）個別基準

- ① 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ② 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（3）社会的影響基準

（1）一般基準、（2）個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

4 直接即報基準に該当した場合の報告

即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報を大阪府に対してだけでなく国（消防庁）に対しても原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く分かる範囲で報告する。

災害を対象とした直接即報基準は、地震が発生し、市の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない）であり、風水害についての直接即報基準は定められていない。

5 被害状況等の調査

（1）被害状況の調査

被害状況の調査を担当する本部員は、災害の推移に応じて時間を区切って被害状況を調査し、その調査事項をとりまとめ危機管理部長に報告する。

（2）被害の記録

被害状況の写真は、被害状況の確認の資料として、また、記録保存のため貴重なものとなるため、被害状況がわかるように撮影する。

6 大阪府への報告要領

市長は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、大阪府防災情報システムの端末を利用して大阪府（危機管理室）に被害の状況等を報告する。また、同システムが被害等により使用できない場合は、大阪府防災行政無線、電話及びFAX等により報告する。

なお、報告は次の区分によることとする。被害報告の様式は、被害状況等報告様式（資料編 資料14 参照）及び地すべり・急傾斜地災害報告様式（資料編 資料15 参照）に示す。

（1）発災直後の報告

大阪府「災害概況即報」について電話等により報告するとともに、避難、救護の必要性及び災害拡大のおそれ等災害応急対策上必要と認められる事項について、その概要を報告する。

（2）中間報告

発生直後の報告を行ってから、被害状況の詳細が判明した場合又は被害状況等に大きな変化があった場合は、直ちにその内容を「第4号様式（その1）被害状況即報」に沿って報告する。

（3）最終報告

応急措置が完了した場合は、「第1号様式 被害確定報告」に掲げる項目について、電話等により報告するとともに、事後速やかに文書により報告する。

なお、被害状況調査の報告基準は、被害状況の調査及び報告（資料編 資料14 参照）によるものとする。

第3 防災関係機関の情報収集伝達

災害発生後、直ちに被害情報等の収集活動を実施し、状況の把握に努めるとともに、次の施設等を所管する関係機関は、大阪府に速やかに報告する。

河川、ため池、砂防、道路・交通施設、上水道、下水道、電力、ガス、電気通信、鉄軌道、医療機関、その他

第4 通信手段の確保

1 市等の措置

市及び防災関係機関は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行うこととする。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

2 西日本電信電話株式会社の措置

西日本電信電話株式会社（関西支店）は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。

第5 羽曳野市防災行政無線の運用体制

防災行政無線（戸別受信機を含む。）を中心とした通信連絡体制は、次のとおりとする。なお、市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合の防災行政無線等の系統は、第2部災害予防対策計画の図2.1.2-1及び図2.1.2-2を参照。

1 災害対策本部設置後の通信連絡窓口

本計画における災害対策本部及び市防災会議への通信連絡は、特に定める場合を除き、災害対策本部事務局執務室において処理する。災害対策本部事務局執務室においては、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、電話その他の通信設備を設置する。

2 災害対策本部設置前の通信連絡窓口

（1）通常の勤務時間内

災害対策本部が設置されるまでの間、通信連絡は、特に定める場合を除き危機管理部が担当する。

（2）勤務時間外の夜間及び休祭日

災害対策本部が設置されるまでの間、通信連絡は、柏原羽曳野藤井寺消防組合を窓口とする。

3 本部の設置

災害対策本部が設置されたときは、直ちに次の措置をとる。

（1）災害対策本部の業務室の用に供するため、会議室の使用を停止し、又は禁止する。

（2）災害対策本部の開設に必要な通信その他の設備を整備する。

危機管理部は、災害対策本部の開設準備が終了したときは、直ちに通信連絡事務従事者を配置し、各機関の連絡責任者に通知する。

4 通信連絡事務従事者の指名

市各部は、情報の収集及び伝達に係る事務に従事させるため、あらかじめ所要の通信連絡事務従事者を指名し、通信連絡事務に従事させる。

5 通信連絡の方法

（1）通信連絡の原則

通信連絡は、簡略かつ明瞭に行う。

（2）文書主義

通信連絡は、文書により行うことを原則とし、発信は、文書に基づき、受信した事項は、文書に記録しておく。

（3）通信連絡事項

通信連絡事項の件名末尾には、その内容を類別できる用語を通知、要請、指示、命令、報告等のように表示する。

6 通信統制

重要情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うため、通信回線を確保する必要があるときは、危機管理部長は防災行政無線の統括を行う者と協議して、次により通信の統制を行う。

(1) 端末局の使用の禁止

庁内に設置した端末局の使用は、原則として禁止する。

(2) 携帯局の集結

すべての携帯局は、災害対策本部に集結させる。

(3) 携帯局の搬出

災害対策本部に集結した携帯局は、危機管理部長の指示に基づいて搬出し、使用する。

(4) 通話の統制

携帯局からの通話は、すべて災害対策本部に対して行うものとし、原則として、携帯局相互の通話は、禁止する。

(5) 一斉指令

災害対策本部は、すべての無線局に対し、一斉に情報の伝達を行う。

第6 電気通信設備の優先使用

防災関係機関は、災害発生の通報、人命救助、被災者の救助及び応急復旧等に関し緊急に通報することが必要なときは、西日本電信電話株式会社に対し、非常緊急扱いの電話を申し込み、電気通信設備の優先利用による非常（緊急）通信を行うものとする。また、あらかじめ指定された災害時優先電話により通信連絡を確保する。

第4節 災害広報

■ 計画方針

市及び防災関係機関は、相互に協議調整し、住民をはじめ、出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含み観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、正確かつきめ細かな情報を様々なツールを活用し、提供する。

第1 災害広報

市及び大阪府は、平常時の広報手段を活用するほか、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、指定避難所への広報紙の掲示等、多様な方法により広報活動を実施する。

1 広報の内容

(1) 台風接近時の広報

- ① 台風についての情報（進路予想図、予報円等）や気象の状況
- ② 不要・不急の外出抑制の呼びかけ
- ③ 鉄道等の交通機関の運行情報 等

(2) 地震発生直後の広報

- ① 地震情報（震度、震源、地震活動等）・気象の状況
- ② 出火防止、初期消火の呼びかけ
- ③ 要配慮者への支援の呼びかけ
- ④ 規模の大きな地震が連続発生する危険性の注意喚起 等

(3) 風水害発生後の広報

- ① 気象等の状況
- ② 要配慮者への支援の呼びかけ
- ③ 土砂災害（二次的災害）の危険性 等

(4) その後の広報

- ① 二次災害の危険性
- ② 被災状況とその後の見通し
- ③ 被災者のために講じている施策
- ④ ライフラインや交通施設等の復旧状況
- ⑤ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドの生活関連情報
- ⑥ 交通規制情報
- ⑦ 義援物資等の取扱い 等

2 広報の方法

- (1) 広報「はびきの」の内容変更・臨時発行等
- (2) 広報車による現場広報
- (3) 市防災行政無線（戸別受信機を含む。）による地区広報
- (4) 指定避難所への職員の派遣、電光掲示板・広報紙・ちらしの掲示・配布
- (5) 自治会等住民組織による方法

- (6) 新聞、ラジオ、テレビによる広報
- (7) ヘリコプター等航空機の活用
- (8) インターネットやSNSの活用
- (9) 点字やFAX等多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮したきめ細かな広報
- (10) ケーブルテレビ、コミュニティ放送（FM）等への情報提供
- (11) 携帯メールや緊急速報メール

3 災害時の広報体制

- (1) 災害広報責任者による情報の一元化
- (2) 広報担当の設置
 - ① 広報資料の作成
 - ② 防災関係機関との連絡調整

第2 報道機関との連携

市及び防災関係機関は、報道機関と連携して広報活動を実施する。

1 緊急放送の実施

市長は、必要に応じて、災害対策基本法第57条の規定により、日本放送協会（大阪放送局）、民間放送事業者（朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社、株式会社毎日放送、株式会社MBSラジオ、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社FM802）に対し、放送の実施を求めることとする。

なお、その他次のような場合には緊急放送を行うこととなっている。

- (1) 「災害時における放送要請に関する協定書」に基づき、知事の放送要請があった場合
- (2) 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）による警戒宣言が発せられた場合
- (3) その他独自の非常災害対策規定に基づき緊急放送を行う。

2 報道機関への情報提供

災害に関する情報及び被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関に対し、定期的な情報提供を行う。

3 要配慮者に配慮した広報

市長は、広報や放送の実施にあたっては、ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送の活用等、高齢者や障害者、外国人等の要配慮者や避難行動要支援者に配慮した広報を行う。

第3 広聴活動の実施

1 広聴窓口の開設

市は、被災地住民の要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用電話及び専用FAXを備えた広聴窓口を開設し、積極的に広聴活動を実施する。

2 住民からの要望等の処理

住民からの災害に関する要望事項は、直ちに所管部局又は関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理がなされるよう努める。

第3章 消火・救助・救急・医療救護

第1節 消火・救助・救急活動

■計画方針

市、柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部、消防団、大阪府、警察署及び自衛隊は、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整等、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に救助・救急活動を実施するものとする。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

第1 市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合

1 災害発生状況の把握

市は、柏原羽曳野藤井寺消防組合と協力して被災状況の早期把握に努め、防災関係機関への情報伝達に努める。

2 消火活動

初動体制を確立し、災害態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し、消火活動を実施する。また、延焼阻止線の設定等、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

3 救助・救急活動

市は、警察署及び関係機関との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の搜索を実施する。また、柏原羽曳野藤井寺消防組合は、医療機関と連携した救急活動を実施する。

4 応急活動

（1）消火活動

消火活動は、人命の安全確保を最優先に行い、延焼阻止を主眼として火勢の早期鎮圧を図るとともに、被害を最小限にとどめる。

（2）救助活動

救助活動は、他の消防活動に優先するとともに各隊相互の連絡を密にし、状況に応じた臨機応変かつ、安全確実な方法で迅速に行う。

（3）救急活動

救急活動は、救急事案の内容を的確に把握し、適切な救急知識と技術により緊急に必要な応急処置を行い、医療機関その他の安全な場所に迅速に搬送する。

5 行方不明者の搜索活動

（1）市は、警察署及び防災関係機関との密接な連携のもと、行方不明者の搜索活動を行う。また、行方不明者が多数ある場合は、市役所に受付所を設置して、その受付、手配、処理等を行う。

（2）行方不明者が流出等により他市町村にあると考えられるときは、大阪府又は漂着が予想される市町村に協力を求めるものとする。

6 相互応援

- (1) 市は、市単独では十分に消火・救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、大阪府、他の市町村等に応援を要請する。また、市が被災した場合は、応援市町村に対して、災害の状況、地理等の情報を提供する。
- (2) 市が被災しなかったときは、被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、速やかに応援を行う。

〔資料編 資料3 大阪府中ブロック消防相互応援協定 参照〕

〔資料編 資料4 阪奈（金剛・葛城・生駒山系）林野火災消防相互応援協定 参照〕

第2 消防団

消防団は、地域の被害状況を把握するとともに柏原羽曳野藤井寺消防組合、警察署等防災関係機関と連携をはかり、消火・救助活動を実施する。

第3 警察署

1 被害の早期把握と警察署員の派遣

災害現場を管轄する警察署は、被害の早期把握に努め、被災者の救出救助活動に必要な車両や資機材を調達するなど、自署員等による救助部隊を編成し、災害現場へ迅速に派遣する。

2 救出、救助

市及び防災関係機関との密接な連携のもと、被災者の救出救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、市が行う救助・救急活動を支援する。

3 緊急交通路の確保

迅速かつ的確な救助・救急活動が行われるよう、必要な交通規制を実施するとともに、道路管理者に協力して障害物の除去等にあたる。

第4 自衛隊

自衛隊は、火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具をもって消防機関に協力して消火にあたる。消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

自衛隊は、応急医療や救護を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。また、緊急患者や医師その他救援活動に必要な人員の緊急輸送を実施する。

第5 各機関による連絡会議の設置

市、柏原羽曳野藤井寺消防組合、消防団、大阪府、警察署及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に連絡会議を設置する。

第6 自主防災組織

地域住民による婦人防火クラブや自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に初期消火、救助・救急活動を実施する。

また、柏原羽曳野藤井寺消防組合、消防団、警察署等防災関係機関との連携に努める。

第7 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第2節 医療救護活動

■計画方針

市、大阪府及び医療関係機関は、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む。）を実施するものとする。

また、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾン等を含む。）に対して適宜助言及び支援を求める。

第1 医療情報の収集・提供活動

市は、羽曳野市医師会及び歯科医師会、薬剤師会等の協力を得て、人的被害、医療機関の被害状況及び活動状況並びに被災地医療ニーズについて把握し、速やかに大阪府藤井寺保健所へ報告する。また、住民にも可能な限り医療機関情報を提供する。

第2 現地医療対策

現地医療の実施にあたって、市は、大阪府藤井寺保健所及び羽曳野市医師会災害対策本部等と連携、協力し、適切な現地医療を実施する。

1 現地医療の確保

（1）医療救護班の編成・派遣

① 市

市は、市及び羽曳野市医師会では十分対応できない大規模な災害が発生した場合は、大阪府藤井寺保健所に設置された地域災害医療本部を通じて、大阪府災害医療本部（医療対策課、保健医療企画課、健康づくり課、地域保健課、薬務課）及び日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣要請を行う。

また、市は、災害直後から市災害医療センター及び災害医療協力病院において実施される門前救護の状況に応じて医療救護班の編成を行うとともに、保健センターに市外から派遣される医療救護班等の受入れ窓口を置き、羽曳野市医師会災害対策本部等とも連携しつつ、医療救護班の振り分け及び負傷者の情報収集等を行う。なお、医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資器材等を携行する。

表 3.3.2-1 市災害医療センター等

市災害医療センター	医療法人春秋会城山病院（災害医療協力病院と重複）
災害医療協力病院	医療法人はあとふる運動器ケアしまだ病院、医療法人昌円会高村病院、 医療法人医仁会藤本病院、医療法人愛幸会天仁病院 医療法人丹比荘丹比荘病院（メンタルヘルスケア）

また、市の保健福祉部は、各指定避難所等において医療救護班との連携により医療救援活動等を支援する。

② 羽曳野市医師会災害対策本部

羽曳野市医師会は、災害の状況に応じて保健センター4階に羽曳野市医師会災害対策本部を立ち上げ、災害発生直後は市災害医療センター及び災害医療協力病院の災害救護活動を支援し、災害初期には各病院の機能を維持するための対応・体制をとるとともに、羽曳野市災害対策本部による医療救護班の編成依頼への対応、その他関係機関との情報交換等を行う。

③ 市災害医療センター等

市災害医療センター及び災害医療協力病院は、市及び羽曳野市医師会等からの要請、又は自ら必要と認めたときは、医療救護班を派遣して医療救護活動を行う。

(2) 医療救護班の搬送

① 医療関係機関

原則として、医療関係機関で所有する緊急車輛等を活用し、移動する。

② 市及び大阪府

医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合、大阪府が搬送手段を確保し、搬送を行う。

(3) 救護所の設置・運営

① 市は、市災害医療センターや災害医療協力病院で実施される門前救護等との連携が図られるよう近隣の指定避難所に羽曳野市医師会等と協議のうえ、救護所を設置し、運営する。

② 市は、被災をまぬがれた医療機関に対して救護所等の開設を協議し、承諾が得られた場合、医療機関を医療救護所に指定する。

(4) 医療救護班の受け入れ・調整

市は、大阪府（藤井寺保健所）の支援・協力のもと救護所等への配置調整を行う。

2 現地医療活動

(1) 発災直後の対応

① 災害現場での対応

ア トリアージは、救急隊員及び災害拠点病院等から派遣される緊急医療班等が行う。

イ 緊急治療が必要な重症・重篤患者（同赤色）は、災害拠点病院へ搬送する。

ウ 入院を要する中等症患者（同黄色）は、市災害医療センター及び災害医療協力病院へ搬送する。

② 指定避難所の救護スペース等における応急救護活動

ア トリアージは、緊急医療班等が行う。

イ 緊急治療が必要な重症・重篤患者（同赤色）は、災害拠点病院へ搬送する。

ウ 入院を要する中等症患者（同黄色）は、市災害医療センター及び災害医療協力病院へ搬送する。

エ 入院を要しない軽傷の患者（同緑色）は、応急処置を行った後、帰宅又は避難スペースに移動させる。

(2) その後の対応

医療救護班の業務は、以下のように想定され、外科系診療の他に内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等）の必要性を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

① 患者に対する応急処置

② 医療機関への搬送の要否及びトリアージ

③ 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療

④ 助産救護

⑤ 被災住民等の健康管理

⑥ 死亡の確認

⑦ その他状況に応じた処置

第3 後方医療対策

1 後方医療の確保

市は、発災直後から急激に増大する要入院患者に対応するために、大阪府からの患者受け入れ情報を収集し、速やかに関係機関へ伝達する。

2 後方医療活動

避難所の救護スペースでは対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受け入れ治療を行う。

(1) 受け入れ病院の選定と搬送

柏原羽曳野藤井寺消防組合及び市は、大阪府の広域災害・救急医療情報システム（E M I S）等で提供される患者受け入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

(2) 患者搬送手段の確保

① 陸上搬送

患者の陸上搬送は、原則として柏原羽曳野藤井寺消防組合が所有する救急車で実施する。

救急車が確保できない場合は、大阪府及び市が搬送車両を確保する。

② ヘリコプター搬送

市は必要が認められた場合は、大阪府を通じて、ヘリコプターを保有する関係機関に要請するほか、消防庁長官に対し、他府県の広域航空消防応援を要請する。

(3) 広域医療搬送

大阪府は、空港等に広域搬送拠点臨時医療施設（S C U）を設置し、被災地域内で対応困難な重症患者の症状の安定化を図り、被災地域外へ搬送を行う。

3 災害医療機関の役割

各災害医療機関の役割は、次のとおりである。

表3.3.2-2 災害医療機関の役割

災害医療機関		役割
災害拠点病院	基幹災害拠点病院	災害医療に関して都道府県の中心的な役割を果たす基幹災害拠点病院は地域災害拠点病院の活動に加え、患者の広域搬送にかかる地域災害拠点病院間の調整及び府内のDMA Tの派遣調整を行う。
	地域災害拠点病院	①24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、溺水等の災害時に多発する救急患者の受け入れと高度医療の提供 ②災害派遣医療チーム（DMA T）及び医療救護班の受け入れや派遣及びこれに係る調整 ③地域の医療機関の情報収集と必要に応じた支援 ④患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整 ⑤地域の医療機関への応急用医療資器材の貸出し等の支援
特定診療災害医療センター （地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪はびきの医療センター、府立精神医療センター、大阪国際がんセンター、大阪母子保健総合医療センター）		特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患等、専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を行う。 ①疾病患者の受け入れと高度な専門医療の提供 ②疾病患者に対応する医療機関間の調整 ③疾病患者に対応する医療機関等への支援 ④疾病に関する情報の収集及び提供
市災害医療センター		①市の医療拠点としての患者の受け入れ ②災害拠点病院等と連携した患者受け入れに係る地域の医療機関間の調整
災害医療協力病院		災害医療協力病院は災害拠点病院及び市災害医療センター等と協力し、率先して患者を受け入れる。

第4 医薬品等の確保・供給活動

市、大阪府及び日本赤十字社大阪府支部は、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資器材及び輸血用血液の確保並びに供給活動を実施する。

市は、地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、大阪府に対して、供給の要請を行う。

第5 個別疾病対策

市及び大阪府は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

第4章 避難行動

第1節 避難誘導

■計画方針

市は、災害から住民の安全を確保するため、防災関係機関と相互に連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講ずるものとする。

その際、市は、危険の切迫性・地域特性等に応じて避難指示等の伝達文に内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達すること等により、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、「羽曳野市災害時要援護者支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

また、市は、災害による家屋の損壊、滅失により避難を必要とする住民を臨時に収容することのできる避難所を指定し、開設するものとする。

第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

市は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための指示等を行う。避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。また、住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難指示等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

1 標準的な意味合い

警戒レベル	住民等がとるべき行動	行動を住民に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)
警戒レベル 1	災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意報 (気象庁が発表)	
警戒レベル 2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。	大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	・氾濫注意情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（注意） ・大阪府が提供する土砂災害危険度情報（注意）

警戒レベル 3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	高齢者等避難 (市長が発令)	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒） ・大雨警報（土砂災害） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（警戒） ・大阪府が提供する土砂災害危険度情報（警戒）
警戒レベル 4	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示 (市長が発令)	・氾濫危険情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（危険） ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（危険） ・大阪府が提供する土砂災害危険度情報（危険）
警戒レベル 5	命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保 (市長が発令)	・氾濫発生情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（災害緊迫） ・（大雨特別警報（浸水害）） ※1 ・（大雨特別警報（土砂災害）） ※1 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（災害切迫） ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）（災害切迫）

注1 市長は、居住者等に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における発令に努める。

注2 市長が発令する避難指示等は、市が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注3 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、大阪府が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

第3部 災害応急対策計画

第4章 避難行動

注4 緊急安全確保は、令和3年災害対策。改正により、警戒レベル5の災害発生を確認した状況だけではなく、災害が切迫した状況においても発令することができるようになったことから、※1の大雨特別警報（浸水害）及び大雨特別警報（土砂災害）は、警戒レベル5緊急安全確保の発令基準例として用いられることとなった。

注5 気象庁は令和3年3月に「危険度分布」の愛称を「キキクル」に定めた。

前表については、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）を踏まえ、避難のための準備や移動に要する時間を考慮した、立退き避難が必要な場合を想定しているが、高齢者等避難や避難指示が発令された際、既に周囲で水害や土砂災害が発生しているなど、遠方の指定避難所等への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねない住民自身で判断した場合には、近隣のより安全な建物等の緊急的な退避場所への避難や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとることも避難行動とし、市はこのことを住民へ平時から周知しておく。

市は、市域の河川特性等を考慮し、同ガイドラインを踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成する。また、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂する。

2 緊急安全確保、避難指示

（1）市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。（災害対策基本法第60条）

また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地位の必要と認める居住者に対し、高所への移動、近くの堅固な建物への退避、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する緊急安全確保措置を指示するよう努める。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておく。

また、躊躇なく避難指示を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

これら避難指示の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

（2）知事は、市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、避難のための立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。（災害対策基本法第60条）

（3）知事又はその命を受けた職員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。（地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条）

（4）警察官は、市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市長から要求があったときは、避難のための立退きを指示する。（災害対策基本法第61条）

（5）災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条）

（6）知事、その命を受けた大阪府職員又は水防管理者は、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。（水防法第29条）

（7）市長は、「羽曳野市災害時要援護者支援プラン」に基づき、避難行動要支援者への避難指示等を実施する。

（8）市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。また、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかける必要がある。

第2 高齢者等避難の指示

市長は、河川で避難判断水位に達し洪水により被害が発生するおそれがある場合は、その必要な地域の住民に対し、広報車等により住民に高齢者等避難を発令・伝達する。

第3 住民への周知

市長等は、避難指示等を発令するにあたっては、下記の内容を明示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、緊急速報メール、広報車等により周知徹底を図る。

また、大阪府及び市、事業者は、避難者等のニーズを十分把握するとともに相互に連絡を取りあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

- (1) 発令者
- (2) 避難対象地域
- (3) 避難先
- (4) 避難経路
- (5) 避難理由
- (6) 避難時の注意事項

避難の指示の伝達は、警察署、柏原羽曳野藤井寺消防組合等の協力を得て、当該地域の住民に対し、迅速かつ的確に伝達する。

第4 避難者の誘導

1 市

災害発生の場合、住民はまず、指定緊急避難場所に避難（自主避難）し、その後、状況に応じて、帰宅又は指定避難所に移動する。また、火災の延焼拡大によりさらに危険が増した場合は、広域避難場所へ退避する。

避難誘導にあたっては、市は、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。

住民の避難誘導に際しては、警察署の協力を得るとともに、自主防災組織や町会等の住民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行い、大阪府が示す指針に基づき、市が作成するマニュアルに則して、避難行動要支援者の確認と誘導に配慮する。

- (1) 避難にあたっては、定められた避難所へ自主防災組織、町会単位での集団避難を心がけ、妊産婦、傷病人、高齢者、幼児、障害者等の要配慮者及びこれらの者に必要な介助者を優先して行うものとする。
- (2) 避難経路については、安全を十分確認し、特に危険な箇所については周知に努める。夜間においては、可能な限り照明器具を使用して、避難中の事故防止に万全を期すものとする。
- (3) 避難にあたっては、携帯品を必要最小限に制限し、早期に避難を完了させる。

2 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

3 避難路の確保

市、警察署及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

第5 広域避難

1 府内市町村間の広域避難の協議等

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市外への広域的な避難、指定福祉避難所を含む指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議する。指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際には、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

2 都道府県外の広域避難の協議等

市は、他府県の市町村への受け入れについては大阪府に対し他府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、大阪府知事に報告した上で、自ら他府県の市町村に協議することができる。

大阪府は、市町村から協議要求があった場合、他府県と協議を行うとともに、市町村から求めがあった場合は適切な助言を行う。

第6 警戒区域の設定

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

1 設定者

- (1) 市長は、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。（災害対策基本法第63条）
- (2) 知事は、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する。（災害対策基本法第73条）
- (3) 警察官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含む）が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。（災害対策基本法第63条）
- (4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。（災害対策基本法第63条）
- (5) 消防吏員又は消防団員は、火災等の現場において、消防警戒区域を設定する。（消防法第28条）
- (6) 消防長又は消防署長は、火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定する。（消防法第23条の2）
- (7) 警察署長は、消防長若しくは消防署長又はその委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいない場合、又は消防長若しくは消防署長から要求があった場合は火災警戒区域を設定する。（消防法第23条の2）
- (8) 水防団長、水防団員は、水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する。（水防法第21条）
- (9) なお、警察官は、上記の消防法第28条、水防法第21条の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があったときは、警戒区域を設定できる。

2 規制の内容及び実施方法

市長等は、警戒区域を設定したときは、退去の確認又は立入禁止の措置を講ずるとともに、警察署の協力を得て、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

第2節 指定避難所の開設・運営等

■計画方針

市は、災害が発生したとき、指定避難所を供与し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

また、災害による家屋の浸水、損壊、滅失により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる指定避難所を指定し、開設するものとする。

第1 指定避難所の開設

災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。ただし、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国等が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、市ウェブサイトやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。

避難収容が必要と判断した場合は、安全な指定避難所を指定し、周知するとともに、速やかに指定避難所を管理するための責任者を派遣し、指定避難所を開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。勤務時間外については、あらかじめ定めた職員が指定避難所を開設する。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。

また、指定避難所の受け入れ能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者等、関係機関への要請、屋外避難所の設置、大阪府への要請等により必要な施設の確保を図る。

市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に大阪府に報告するよう努めるものとする。

併せて、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、市ウェブサイトやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

- (1) 危機管理部長は、市長から指示を受けた場合は、直ちに指定避難所に職員を派遣し、開設に必要な準備をする。
- (2) 市長は、災害が終息し、被災者を指定避難所に収容する必要があると認めたときは、危機管理部長に対し避難所の開設を指示する。
- (3) 市長は、指定避難所を開設したときは、速やかに大阪府及び羽曳野警察署、柏原羽曳野藤井寺消防組合等へ連絡する。
- (4) 指定避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況によりこれを延長する必要があるときは、市長は、知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を得る。
- (5) 市は、あらかじめ選定した福祉避難所についても、開設に必要な準備を行う。

第2 指定避難所の管理、運営

市は、施設管理者等の協力を得て、指定避難所を管理、運営する。

大阪府は、施設の本来の機能を早期回復するため、市と協力して、応急仮設住宅の提供等避難者の住宅の確保に努める。

1 避難受け入れの対象者

(1) 災害によって現に被害を受けた者

- ① 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること。
- ② 現に災害を受けた者であること。

(2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

- ① 避難指示が出た場合
- ② 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合

(3) その他避難が必要と認められる場合

2 福祉避難所への受け入れ対象者

指定避難所生活において救護が必要と認められる者については、本人の意向を確認の上、福祉避難所に受け入れる。

3 職員の配置

市は、各指定避難所に所要の職員を配置し、責任者を指名する。指定避難所に配置された職員は、災害対策本部の指示に基づき、施設の管理者及び自治会・町会、ボランティア等の協力を得て指定避難所の管理を行う。

4 指定避難所の管理、運営の留意点

市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、指定避難所の円滑な管理、運営に努める。

その際、市は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するため、避難所運営組織に、女性を加えるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

(1) 指定避難所の開設

(2) 指定避難所ごとに受入れ避難所に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者等に係る情報の把握に努め、大阪府への報告を行う

(3) 混乱防止のための避難者心得の掲示

(4) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示

(5) 食物アレルギーを有する者のニーズの把握等、食物アレルギーに配慮した食料の確保

(6) 生活環境への配慮

(7) 避難行動要支援者への配慮

(8) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握並びに必要な

第3部 災害応急対策計画

第4章 避難行動

措置の実施

- (9) 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮
- (10) 避難者の組織編成
避難者をなるべく町会等ごとに適当な人員（30人程度）によって班を編成し、班長を決める。班長には、できるだけ町会等の役員をあてるものとする。
班長は、連絡その他市職員の業務に協力する。
- (11) 物資の受け払い及び配分
指定避難所に配布される物品及び収容者に配分される食料物資の受け払い及び配分を行う。
- (12) 諸記録及び報告
指定避難所の運営管理状況等必要な記録（収容者名簿、日誌、物品受け払い簿等）をし、災害対策本部へ報告する。
- (13) その他
- ① 情報の伝達
直接又は班長を通じて収容者に伝達する。
 - ② 給食
班長、協力団体等の協力を得て、食品の配分、応急炊き出し等給食を行う。
 - ③ 避難者の世話
避難者からの各種相談に応じるほか、班長その他の協力を得て避難者の世話をを行う。その際は女性相談員の配置に配慮する。
 - ④ 指定避難所の消毒等
衛生担当が行う消毒活動に協力する。
 - ⑤ 施設の管理
施設の使用について施設管理者と連絡を密にし、十分な保安全管理に当たる。
 - ⑥ 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
 - ⑦ 避難者は本市民に関わらず適切に受け入れる。
 - ⑧ 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
 - ⑨ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
 - ⑩ 正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア（企業や団体も含む）等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。
 - ⑪ 各指定避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。
 - ⑫ 指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、関係部局と避難所の運営に必要な情報について協議の上、共有するものとする。

第3 避難者の他地区への移送

指定避難所の収容能力を超える避難者が生じた場合又は生じるおそれのある場合は、当該施設における避難スペースの拡充、公共宿泊施設、民間施設の管理者等関係機関への要請、屋外避難所の設置、大阪府への要請等により必要な施設の確保を図る。

1 避難者を他の地区へ移送する場合

- (1) 市長は、避難者を指定避難所に収容できない場合、本市から最も近い距離にある非被災地又は隣接市町への移送を行う。また、避難者の移送が十分でない場合には、大阪府に応援を要請する。
- (2) 移送に当たっては、市の保有車両又は民間車両を借り上げて行うものとするが、必要に応じて、防災関係機関へ応援を要請する。
- (3) 他地区に指定避難所を開設するに当たっては、本部職員のうちから避難所管理者を定めて、移送地へ派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。

2 他地区から避難者を受け入れる場合

市長は、隣接自治体等から他地区の避難者を受け入れるため指定避難所の開設の要請を受けた場合は、各指定避難所の状況を考慮し、直ちに指定避難所の選定開設を進め、受け入れ体制を整備するとともに、本部職員を派遣して避難所運営に協力する。

第4 河川氾濫時の措置

洪水時に浸水区域内の指定避難所等が長時間孤立する場合は、浸水域外の二次避難所を確保して、消防、警察、自衛隊等に要請し、避難者を移送する。なお、移送は、要配慮者を優先し、作業に長時間を要する場合は、浸水域内の避難者に食料等を供給する。

第5 指定避難所の早期解消のための取組み等

市は、大阪府と連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供及び公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、指定避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、市、大阪府、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、指定避難所に滞在する被災者の低減に向けた方策を検討する。

第3節 避難行動要支援者等への支援

■ 計画方針

市は、被災した避難行動要支援者等に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

また、大阪府は避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、本市からの要請に基づき、必要に応じて、大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWA T）を派遣し、支援する。

第1 避難行動要支援者等の被災状況の把握等

1 避難行動要支援者等の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

（1）安否確認・避難誘導

市は、発災時等においては、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、「羽曳野市災害時要援護者支援プラン」に基づき、必要に応じて地域住民や自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障害者その他の避難行動要支援者の避難支援や安否確認、被災状況の把握を行うとともに、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。また、被災により保護者を失うなどの要保護児童を迅速に発見、保護する。

（2）被災状況の把握

市は、所管する社会福祉施設の施設設備、職員、入所者及び福祉関係職員等の被災状況を迅速に把握する。

2 福祉全般の相談窓口の設置

市は、きめ細やかな援護体制を確立するため、早急に相談窓口を設置する。

3 福祉ニーズの把握

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、福祉ニーズを迅速に把握する。

第2 被災した避難行動要支援者等への支援活動

避難誘導、指定避難所での生活環境、応急仮設住宅への受け入れに当たっては、避難行動要支援者等に十分配慮するものとする。特に指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、要配慮者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても、十分配慮する。

1 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等のほか、施設の被災の状況をみながらデイサービス、ショートステイ事業等の利用等在宅福祉サービスの継続的な提供に努めるほか、福祉関連情報の伝達や避難所生活支援、保健センターと連携した健康管理等のサービスを行う。

市は、大阪府と連携して被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策を行う。

2 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

市及び大阪府は、社会福祉施設入所者が安心して生活を送れるよう、必要な支援を行うとともに、居宅、指定避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を確認した上で、福祉避難所や社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるものとする。

3 外国人に対する支援活動の確立

市は、大阪府及び社会福祉協議会等と連携して、被災した外国人に対して、外国語による情報提供や相談活動を実施するボランティア員等を確保し、外国人に対する支援活動体制の確立に努める。

また、市は、外国人旅行者の被災が確認された場合には、外務省に連絡する。

第4節 広域一時滞在

■ 施策

市が被災した際、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、府内の市町村への受け入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては、大阪府に対し、当該他の都道府県との協議を求める。

大阪府は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとし、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合等、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。

また、他の都道府県から被災住民の受入れの協議を受けた場合は、被災住民の受け入れについて、関係市町村長と協議を行う。協議を受けた市町村長は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れることとし、一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し、公共施設等を提供する。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努める。

第5章 交通対策、緊急輸送活動

第1節 交通規制・緊急輸送活動

■ 計画方針

市、大阪府、警察署その他道路管理者は、救助・救急・消火、医療及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動を実施するものとする。

警察署及び道路管理者は、災害が発生した場合又は災害がまさに発生しようとする場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施するものとする。

第1 陸上輸送

1 緊急交通路の確保

(1) 大規模災害発生直後の緊急交通路（表2.1.5-1 参照）の確保（第1次交通規制）

警察署は、大阪府があらかじめ選定した「重点14路線」について、緊急通行車両以外の車両の通行禁止・制限の交通規制を行う。羽曳野市周辺においては、大阪中央環状線があり、府道堺羽曳野線と合流している。

高速自動車国道等については、全線車両通行禁止の交通規制を行う。市を通過する道路として西名阪自動車道と南阪奈道路がある。

また、「近畿管区警察局管内における大規模災害発生時等の広域交通管制に関する協定」に基づき、周辺の府県警察に対し、府県境において大阪府内への車両の進入を禁止するなどの交通規制の要請を行う。

(2) 災害応急対策実施のための緊急交通路の確保（第2次交通規制）

市は、災害応急対策が迅速かつ的確に行われる必要があると認められる場合には、警察署、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両の通行を確保するため、大阪府の確保する広域緊急交通路と連携する地域緊急交通路（資料編 資料12-1 参照）について交通規制等必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡する。

(3) 災害時の踏切長時間遮断に係る緊急車両の運行に関する対応

鉄軌道事業者及び道路管理者は、緊急交通路上等の踏切道について遮断状況の情報共有を行い、関係者間で合意した優先開放(注)する踏切道について、踏切道の点検、接続道路の啓開、踏切遮断の解消を行い、緊急車両の円滑な通行の確保に努める。

(注) 優先開放とは「運転再開が一定時間見込めない等緊急自動車の通行に支障を及ぼすおそれが生じた場合に、開放される前までは一定時間迂回対応が生じるものの、開放が困難な場合を除き、他の踏切と比べ優先的に開放すること」を言う。

2 緊急交通路の周知

市、大阪府、警察その他道路管理者は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者等緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。

3 交通規制

- (1) 災害等により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され若しくは発見したとき又は通報を受けたときは、その安全と緊急交通路を確保するため、次の区分により速やかに必要な規制を行う。
- (2) この場合、道路管理者と警察関係機関は、密接なる連絡のもとに、適切な処置をとる。
- (3) 交通規制を行うときは、規制の対象、期間等を表示した立て看板、報道機関等を利用して一般に周知させる。

表 3. 5. 1-1 交通規制の範囲

実施責任者		範囲	根拠法
道路 管理 者	国土交通大臣 大阪府知事 羽曳野市長	1 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認める場合	道路法第 46 条第 1 項
	公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められるとき 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため	災害対策基本法 第 76 条第 1 項 道路交通法第 4 条第 1 項
	警察署長	道路交通法第 4 条第 1 項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの	道路交通法第 5 条第 1 項
	警察官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合	道路交通法第 6 条第 2 項
		道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法第 6 条第 4 項
	自衛官 消防吏員	警察官がその場にいない場合に、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急車両の円滑な通行を確保する必要がある場合	災害対策基本法 第 76 条の 3

4 道路の点検、啓開、応急措置

(1) 道路の点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民の自動車プローブ情報の活用等により早急に、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を大阪府及び警察署に連絡する。

市は、地域緊急交通路について、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行う。

(2) 迂回道路の選定

道路交通の規制を各実施責任者が行った場合は、関係機関と連絡協議の上、迂回道路の選定を行い、交通の混乱を未然に防止する。

(3) 災害発生前の措置

災害が発生するおそれがあるときは、土木部は、常に警察署と協力してパトロールを強化し、交通の妨げになるものの除去又は道路、橋梁等交通施設の危険箇所発見時の状況により応急修理が可能な場合は、市道にあっては直ちに応急修理を行い、その他の道路については、道路管理者に応急修理を要請し、交通の安全確保を図る。

(4) 災害発生後の措置

- ① 災害が発生した場合は、速やかに道路及び橋梁の通行可否並びに交通機関の運行状況を調査し、警戒区域の設定及び通行不能又は通行障害がある地域については、必要な交通の制限規制を行うとともに、民間建設業者等の協力を得て、障害物の除去や啓開作業を行い、災害対策に必要な車両の通行路線の確保及び一般交通の円滑化を図るものとする。
- ② 道路啓開作業にあたっては、警察署、他の道路管理者と相互に協力する。また、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。
- ③ 交通を規制するときは、あらかじめ羽曳野警察署に協議する。
- ④ 道路、橋梁の不通箇所、危険箇所については、その表示を行うとともに、交通の規制に伴う臨時交通標示を速やかに沿線の要所に設置する。

(5) 広報措置

交通規制等実施責任者は、所管する事項について道路、橋梁等交通施設の通行の可否及び交通の規制措置並びに警戒区域の設定等について、交通関係の団体、業者及び一般住民に発表してその便宜を回るとともに、交通緩和等について協力を求めるよう措置する。

5 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急通行車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

6 輸送手段の確保

(1) 車両の調達

- ① 市保有車両の種別及び台数は、資料編 資料26「市保有車両の状況」のとおりである。
- ② 車両の借上げ
トラックをはじめ市保有車両で不足する場合は、災害協定締結事業者への協力依頼や大阪府へ要請し調達するものとする。
- ③ 応援要請
借上げ車両等をもってしてもなお、必要な輸送力を確保できないとき又はヘリコプター等による輸送を必要とするときは、大阪府に次の事項を明示して調達あっせんを要請する。
ア 輸送区間及び借上げ期間
イ 輸送人員又は輸送量
ウ 車両等の種類及び台数
エ 集合場所及び日時
オ その他必要事項

(2) 供給方法

各部において車の必要が生じたときは、総務部へ配車要求書を提出し、配車を受ける総務部は、市所有の車両が不足するときは、業者から車両の供給を受ける。

(3) 緊急輸送

- ① 交通規制
ア 災害応急対策を実施するため、必要な資機材及び人員等の緊急輸送を確保するに当たり、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する場合は、土木部は大阪府公安委員会（大阪府警察

第3部 災害応急対策計画
第5章 交通対策、緊急輸送活動

本部交通規制課又は羽曳野警察署）に対して、緊急輸送の確保のための交通規制を要請する。

イ 緊急通行車両以外の車両の通行を制限又は禁止する道路には、法令の定めるところにより所定の表示（資料編 資料 11「災害対策基本法による通行止め標識」参照）をするとともに、この制限等に伴う迂回道路の設定その他必要な交通確保措置を講ずる。

② 緊急通行車両の確認申請（資料編 資料 10「緊急通行車両確認申請書、確認証明書及び標章」参照）

前項の交通規制が行われ、緊急通行車両の確認を受ける必要が生じたときは、配車依頼を受けた車両については総務部が、各部保有車両については各部がそれぞれ危機管理部を経由して知事（危機管理室）又は大阪府公安委員会（大阪府警察本部交通規制課又は羽曳野警察署交通課）に対し、確認申請を行い、災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）第 6 条に定める証明書及び標章の交付を受ける。

③ 緊急通行車両等の範囲

緊急通行車両として認められる車両及びこれに準ずる車両の範囲は、次のとおりである。ただし、道路交通法による緊急自動車については、緊急用務のため大阪府内を通行する場合に限り、確認は要しない。

ア 緊急通行車両として認められる車両

ａ 災害対策基本法第 50 条第 2 項による災害応急対策実施責任機関が同条第 1 項に定める災害応急対策及び応急措置の業務を行うための車両

ｂ 同法第 87 条による災害復旧の実施責任機関が復旧業務を行うための車両

イ 緊急通行車両に準ずる車両として認められる車両

ａ 報道機関の取材車両、医療行為のための車両及び郵便物の集配車両

ｂ 特に緊急輸送を必要とする次の車両。ただし、この車両の確認については、災害状況、交通事情等により、警察本部においてその確認の範囲及び時期を統制して行われる。

（ａ）被災者が避難等のためにする輸送車両

（ｂ）義援物資の輸送車両

（ｃ）被災地の会社、工場又は事業所に対する本社若しくは支店等からの救援車両

（ｄ）その他特に緊急を要すると認められる輸送車両（新聞輸送車両、個人的な救援輸送車両等）

（４）災害救助法が適用される輸送の範囲

災害救助法が適用される輸送の範囲は、次のとおりであるが、この輸送を行った場合は、救助実施記録日計票（資料編 資料 17 参照）、その他関係書類を作成し、総務部へ報告する。

表 3.5.1-2 輸送の範囲

項目	輸送の範囲
1 被災者の避難	災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための輸送及び誘導するための人員並びに資材等の輸送
2 医療及び助産	緊急患者の救援又は病院への輸送及び救援班に関する人員の輸送
3 被災者救出	被災者の救出のため必要な人員及び資材等の輸送
4 飲料水供給	飲料水の輸送並びに水を確保する人員、機械器具及び資材等の輸送
5 救済物資	救済用物資（被服、寝具その他生活必需品、学用品、炊き出し用の食料及び燃料、医薬品及び衛生材料並びに義援物資等）で被災者の応急救助の目的に使用される物資の輸送
6 死体の搜索	死体搜索のため必要な人員及び資材等の輸送
7 死体処理	死体の検査及び処理のため必要な人員並びに衛生資材等の輸送と死体発見現場から一時安置所までの移送

(5) 非常用燃料給油

備蓄している非常用燃料が不足する場合は、災害協定締結事業者へ協力を依頼し調達するものとする。

第2 航空輸送

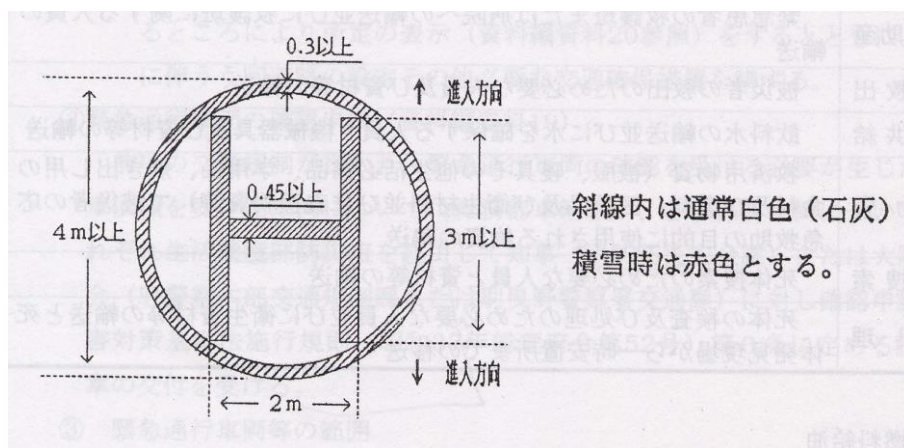
1 輸送基地の確保

市は、はびきのコロセアム（東側駐車場）及び大阪はびきの医療センター、はびきの殖生学園、グレープヒルスポーツ公園について、ヘリポートとして使用する場合は、障害物の有無等の利用可能状況を把握し、大阪府に報告するとともに、円滑な利用ができるよう整備を行う。

2 ヘリポートの設置

市は、災害派遣要請を行った場合等で、ヘリポートを使用する場合には、次の事項に留意して受け入れ体制に万全を期すこととする。

- (1) 離着陸時の風圧により巻き上げられる危険性のあるものを撤去し、砂じんの舞い上がるおそれがあるときには、十分に散水しておく。また、積雪時は、除雪又は圧雪しておく。
- (2) 離着陸時は、安全のために関係者以外のものを接近させないようにする。
- (3) ヘリポートにおける指揮所、物資集積場所等の配置については、地理的条件に応じた機能的配管を考慮するとともに、事前に派遣部隊等と調整をすること。
- (4) 風向風速を上空から確認判断できるようにヘリポート近くに吹き流し又は旗をたてる。これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示すため発煙筒を焚く等の対策をとる。
- (5) 着陸地点には、次の図を標準とした㊦を表示する。



- (6) 状況により消火設備、照明設備、補給設備等を整備する。
- (7) 物資を空輸する場合は、物資計量のための計量器を準備する。
- (8) ヘリポートの使用にあたっては、大阪府災害対策本部及び施設等管理者に連絡する。

3 輸送手段の確保

市は、大阪府、大阪市消防局、警察署、自衛隊等の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

第2節 交通の維持復旧

■ 計画方針

鉄軌道、道路の管理者は、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持・回復に努めるものとする。

第1 交通の安全確保

1 被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を大阪府に報告する。

2 各施設管理者における対応

(1) 鉄軌道施設（近畿日本鉄道株式会社）

- ① 地震の場合は、あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ又は速度制限を行う。
- ② 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、消防署、警察署、海上保安監部署及び海上保安航空基地に通報し、出動の要請を行う。
- ③ 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

(2) 道路施設（市、大阪府、西日本高速道路株式会社、大阪府道路公社）

- ① 地震の場合は、あらかじめ定めた基準により、通行の禁止又は制限を実施する。
- ② 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防署、警察署に通報し、出動の要請を行う。
- ③ 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

第2 交通の機能確保

1 障害物の除去

(1) 市は、道路法及び災害対策基本法に基づき、市内建設業者等と連携して、早期に確保すべき地域緊急交通路や市道・農道等における道路啓開を行い、交通の支障となる障害物を除去する。また、国道・大阪府道等についても、各管理者に協力して障害物の除去に努める。

市は、障害物を現場付近の空地に一時的に集積するほか、災害を拡大させ、又は応急対策実施上支障が生ずるおそれのない適切な場所を選定し、集積する。

(2) 災害で発生した障害物のうち、廃棄するものについては、除去の実施者の管理する遊休地の他に、その他の公有地についても、協力を得て、一時的に集積する。

なお、市の集積場所では処理しきれない場合は、大阪府及び近隣市町村に協力を求めるものとする。

2 各施設管理者における復旧

(1) 鉄軌道施設（近畿日本鉄道株式会社）

- ① 線路、保安施設、通信施設等列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急性、復旧の難易度等を考慮し、段階的な応急復旧を行う。
- ② 被害状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。
- ③ 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

(2) 道路施設（市、大阪府、西日本高速道路株式会社、大阪府道路公社）

- ① 被災状況、緊急性、復旧の難易度等を考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁、トンネル等復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。自動車専用道路は、速やかに復旧させるよう部分開通するための段階的な応急復旧を行う。
- ② 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。
- ③ 復旧活動等に支障をきたす道路渋滞情報を把握した場合、近畿地方整備局や大阪府、府警察、高速道路会社ほか府内関係市町村で組織した協議会において情報共有を行う。また、迂回誘導等の対策検討や情報提供手段等の確認を行い、必要に応じた対策を講じる。
- ④ 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。
- ⑤ 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

第6章 二次災害防止、ライフライン確保

第1節 公共土木施設等・建築物応急対策

■ 計画方針

市及び防災関係機関は、地震活動、洪水、土砂災害又は建築物の倒壊等による被害拡大の防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努めるものとする。

第1 公共土木施設等（河川施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池等農業用施設、橋梁等道路施設 等）

市、大阪府及び施設管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行う。なお、土砂災害危険箇所について、必要に応じ、大阪府に斜面判定士の派遣を要請して、危険度判定を行い、二次災害の防止に努める。

また、市、大阪府及び施設管理者は、著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

1 河川施設、ため池等農業用施設

- (1) 堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、ため池等管理者、水防団長又は消防機関の長は、直ちにその旨を現地指導班長（富田林土木事務所長（河川）、南河内農と緑の総合事務所（ため池））、警察署長及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。
現地指導班長は、水防本部長その他必要な機関に連絡する。
- (2) 知事又はその命を受けた職員若しくは水防管理者は、避難のための立退きを指示する。
- (3) 水防管理者、ため池等管理者、水防団長又は消防機関の長は、決壊箇所について、被害拡大防止の応急措置をとる。

2 土砂災害防止施設

- (1) 市、大阪府及び施設管理者は、土砂災害により施設が被災した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに関係機関に報告する。
- (2) 市、大阪府及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。
- (3) 市、大阪府及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策、又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。
- (4) 風倒木により土砂災害が拡大するおそれがある場合には、市、大阪府及び施設管理者は、所有者等の協力を得て、風倒木の円滑な除去に努める。

3 その他公共土木施設

- (1) 市及び施設管理者は、災害が発生した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに大阪府に報告する。
- (2) 市、大阪府及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。
- (3) 市、大阪府及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

4 土砂災害危険箇所

市は、二次災害の防止のため、必要に応じ、大阪府に斜面判定士の派遣を要請する。大阪府は、市の派遣要請に基づき、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会事務局に斜面判定士の派遣を要請する。NPO法人大阪府砂防ボランティア協会事務局は、大阪府からの派遣要請に基づき、事前に登録された斜面判定士に対して、出動を要請する。

第2 公共建築物

市及び大阪府は、公共建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立入禁止措置や適切な避難対策を実施する。

第3 応急工事

施設管理者等は、危険がなくなったあと、被害の程度に応じた仮工事により、施設の応急の機能確保を図る。

第2節 民間建築物等応急対策

■ 計画方針

市及び防災関係機関は、建築物の倒壊、有害物資の漏洩、アスベストの飛散等に備え、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

第1 民間建築物及び宅地等

市は、震度5弱以上の地震の際は、家屋や宅地の被災状況・交通施設の状況等について情報収集を行い、建築、宅地担当課と災害対策本部で判定実施の要否を協議し、実施決定の場合は災害対策本部長による判定実施宣言を行い、災害対策本部長より実施本部長の任命を受け応急危険度判定実施本部を設置し、マスコミ等を通じて判定実施の周知を行う。また、震度6弱以上の地震が発生した際は、判定実施の要否協議を実施せず、応急危険度判定実施本部を設置し、速やかに判定実施の準備に入る。なお、詳細については、実施本部業務実務マニュアルに基づく対応とする。

1 被災建築物危険度判定及び被災宅地危険度判定作業の準備

判定作業に必要な次のものを準備するとともに、地震の大きさや被害の状況等、必要に応じて、大阪府に被災建築物危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

- (1) 住宅地図等の準備、割当区域の計画
- (2) 被災建築物危険度判定士及び被災宅地危険度判定士受入れ名簿の作成
- (3) 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付

2 調査の体制

調査については、判定コーディネーターを中心として、派遣された被災建築物危険度判定士及び被災宅地危険度判定士をそれぞれ2人1組の判定チームを編成し、調査を実施する。

3 判定の実施

判定の実施については、被災建築物応急危険度判定必携（全国協議会策定）判定実施マニュアルに基づき判定業務を行う。

4 判定結果の周知

判定結果については、判定ステッカーの貼付等により建築物及び宅地の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

5 空き家等の対策

市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認を行い、必要に応じて空き家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知することによって、倒壊等の二次災害の防止に努める。

第2 危険物等（危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設）

1 施設の点検、応急措置

危険物施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。

市、柏原羽曳野藤井寺消防組合及び大阪府は、必要に応じて、立入検査を行うなど、適切な措置を講ずる。

2 避難及び立入制限

危険物施設等の管理者は、爆発等によって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第3 放射性物質（原子力施設、放射性同位元素に係る施設等）

1 施設の点検、応急措置

放射線物質を利用・保管する施設の管理者は、放射線の漏洩及び放射線物質の飛散等を防止するため、施設の点検、応急措置、環境監視等を実施する。

2 避難及び立入制限

放射性物質を利用・保管する施設の管理者は、施設の倒壊等によって放射性物質による被害が発生するおそれがある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第4 文化財

指定文化財の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を市教育委員会に報告する。また、市教育委員会は、国・大阪府指定の文化財について大阪府教育委員会へ報告する。

市教育委員会は、被災文化財の被害拡大を防止するため、所有者又は管理責任者に対して、応急措置に関する指導・助言を行う。

第3節 ライフライン・放送の確保

■ 計画方針

ライフライン及び放送に関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施するものとする。

災害により途絶したライフライン施設、放送施設については、速やかに復旧を進めるとともに、応急供給、サービス提供を行うものとする。

第1 被害状況の報告

- (1) ライフラインに関わる事業者は、被害が発生した場合には、速やかに施設設備の被害状況を調査し、市に報告する。
- (2) 関西電力株式会社羽曳野営業所、大阪ガス株式会社導管事業部南部導管部及び西日本電信電話株式会社関西支店は、サービス供給地域内において震度5弱以上の地震が観測された場合には、直ちに施設設備の被害状況を調査し、市に報告する。

第2 各事業者における対応

1 上水道（市、大阪広域水道企業団）

羽曳野市上下水道震災対策本部設置に関する要綱に基づき、応急給水復旧を行う。市で対応できない規模の被害の場合、日本水道協会大阪府支部及び応援協定を締結している事業体、事業者に応援を要請し対応する。

(1) 応急措置

被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、消防機関及び警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。

(2) 応急給水及び復旧

- ① 大阪府及び市は、応急給水・復旧活動等に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。
- ② 給水車、トラック等により、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧に努める。
- ③ 被害状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急給水・復旧を行う。
- ④ 被害状況等によっては、他の水道及び工業用水道事業者等に対し、応援を要請する。
- ⑤ 施設の応急復旧
 - ア 浄水施設 浄水場における水処理施設の被害に対して、応急復旧を行う。
 - イ 受水及び配水施設 受水場及び各配水池の被害に対しては、応急復旧を行い、受配水機能の回復に努める。
 - ウ 災害時の受電線の事故を考慮し、自家発電設備を設置する。
 - エ 導水、送水及び配水施設
 - α 導水管、送水管及び配水施設の被害については、迅速に復旧を行い、配水機能の回復に努める。

b 送水管の被害については、被害及び配水状況を考慮し、応急復旧を行う。

⑥ 復旧工事及び復旧用資材

ア 導水、送水又は配水施設の復旧工事にあたっては、災害時における水道施設の応急対策業務に関する協定のうち、災害時における水道施設の復旧に関する協定及び災害時における水道施設の応急活動の支援に関する協定締結事業者に応援を求め行う。

イ 復旧に使用する資材、器具及び燃料については、水道局で必要最小限保有するものとし、不足する分については、災害時における水道施設の応急活動の支援に関する協定締結事業者と調整し、調達する。

(3) 広報

被害状況、給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

2 下水道（市、大阪府）

(1) 応急措置

- ① 停電等によりポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能が起こらないよう、発電機によるポンプ運転を行う等必要な措置を講ずる。
- ② 下水管渠の被害には、汚水、雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講ずる。
- ③ 災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。
- ④ 被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、消防機関及び警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。

(2) 応急措置及び復旧

- ① 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- ② 被害状況等によっては、要請に基づき、大阪府から支援を受ける。

(3) 広報

- ① 生活水の節水に努めるよう広報する。
- ② 被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

3 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

(1) 応急措置

感電事故、漏電火災等二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、大阪府、消防機関及び警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。

(2) 応急供給及び復旧

- ① 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約する体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努める。
- ② 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- ③ 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- ④ 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。
- ⑤ 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- ⑥ 再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。

(3) 広報

- ① 二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。
- ② 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ウェブサイト等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

4 ガス（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社）

（1）応急措置

地震により、ガスの漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、大阪府及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

（2）応急供給及び復旧

- ① 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- ② 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- ③ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。
- ④ 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

（3）広報

- ① 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- ② 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ウェブサイト等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

5 電気通信（西日本電信電話株式会社（関西支店）、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）

（1）通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- ① 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- ② 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。
- ③ 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
- ④ 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる。

（2）被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所・指定避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

（3）設備の応急復旧

- ① 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- ② 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
- ③ 復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

（4）広報

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

第4節 農林関係応急対策

■ 計画方針

市及び防災関係機関は、農林業に関する応急対策を講ずるものとする。

第1 農業用施設

市及び水利組合等は、農業用施設の被害の状況を早期に調査し、応急復旧を図る。

1 市

被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を講ずる。

2 水利組合等

管理施設（ため池、農道、水路等）が損傷した場合は、関係機関に連絡し、その協力を得て、応急措置を講ずる。

第2 農作物

1 技術の指導

市、大阪府及び農業協同組合は、農地、施設及び農作物に被害が生じた時は、施肥、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起こし等応急措置の技術指導を行う。

2 病虫害の防除

市は、大阪府その他関係機関と協力して、病虫害発生予察事業を活用した、被災無作物の各種病虫害防除の指導を行う。

3 主要農作物及び園芸種子のあっせん

主要農作物及び園芸種子については、必要に応じて大阪府からのあっせんを求める。

第3 畜産

市は、大阪府の協力を得て、家畜伝染病の予防等家畜被害の未然防止に努める。

1 家畜伝染病の防止

- (1) 市は、大阪府及び畜産関係団体の協力を得て、家畜の管理についての技術指導を行う。
- (2) 市は、大阪府と協力して必要に応じ伝染病の発生防止に努める。

2 一般疾病対策

一般の疾病の発生に際して治療を要する場合は、獣医師会等と協力し、治療に万全を期すものとする。

3 飼料対策

市は、被害状況及び家畜数に応じて、飼料需給安定法（昭和27年法律第365号）に基づく政府保管の飼料の払下げを大阪府に要請する。

第7章 被災者の生活支援

第1節 オペレーション体制

■ 施策

大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は大阪府と連携して、被災者の精神的な安心と、一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能なオペレーション体制の整備を図る。

大阪府は、オペレーション体制の整備にあたり、ボランティア団体や民間事業者との連携、物資やボランティアのミスマッチ解消に向けたコーディネート等を進めながら、発災当初から72時間までとそれ以降のオペレーションについて検討を行い、「大阪府災害等応急対策実施要領」において定めるとともに、市のオペレーション体制の整備を支援する。

第2節 住民等からの問い合わせ

■ 施策

市及び大阪府は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、市及び大阪府は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、高齢者虐待、障害者虐待、児童虐待、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第3節 災害救助法の適用

■ 計画方針

市長は、市域で災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって政令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、知事に災害救助法の適用を要請する。

第1 救助の内容

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

ただし、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む）

- 1 受入れ施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 災害にかかった者の救出
- 6 災害にかかった住宅の応急修理
- 7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与若しくは貸与
- 8 学用品の給与
- 9 埋葬
- 10 死体の搜索及び処理
- 11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第2 職権の一部委任

知事は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。（災害救助法第13条）

なお、上記により市長が行う事務のほか、市長は、知事が行う救助を補助するものとする。

第3 災害救助法の適用基準

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に定めるところによるが、市の具体的適用基準は、次のとおりである。

- （1）市の地域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が100世帯以上であること。
- （2）大阪府の地域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,500世帯以上であって、市の地域内の住家のう

ち滅失した世帯の数が50世帯以上であること。

- (3) 大阪府の地域内で住家の滅失した世帯の数が12,000世帯以上であって、市域内の多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

2 住家滅失世帯数の算定基準

- (1) 住居が滅失した世帯の数の算定にあつては、住家が半壊し、又は半焼するなど著しく損傷した世帯は、2世帯をもって住家滅失1世帯とする。
- (2) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって住家滅失1世帯とする。

3 住家の滅失等の認定

- (1) 住家が滅失したもの
住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (2) 住家が半壊、半焼するなど著しく損傷したもの
住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (3) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。(1)、(2)に該当しない場合であつて、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

4 世帯及び住家の単位

- (1) 世帯
生計を一にしている実際の生活単位をいう。
- (2) 住家
現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

第4 災害救助法の適用手続

1 災害救助法適用要請

- (1) 市長は、羽曳野市における災害が、前記第3の「災害救助法の適用基準」の各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちに知事に報告するとともに、法の適用について協議する。
- (2) 市長は、被災者が現に救助を要するときは、法の適用を要請する。
- (3) 災害事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置について知事の指揮を受ける。

2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、大阪府災害救助法施行細則（資料編 資料8 参照）のとおりであるが、救助の期間についてはやむを得ない特別の事情があるときは、応急救助に必要な範囲内において、厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

3 要請手続

市長が災害救助法の適用を知事に要請する場合は、大阪府危機管理室に対し、次に掲げる事項について、先ずもって口頭又は電話により要請し、後日文書によりあらためて処理するものとする。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害状況
- (3) 適用を要請する理由
- (4) 必要な救助の種類
- (5) 適用を必要とする期間
- (6) 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- (7) その他必要な事項

4 災害救助法の適用

(1) 救助事務の実施

- ① 市の地域に災害救助法が適用されたときは、市長は、知事の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。
- ② 災害の事態が切迫して、知事の指示を受けるいとまがないときは、市長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理に関して大阪府知事の指示を受けるものとする。

(2) 報告等

- ① 災害救助法に基づく救助措置等の知事に対する報告は、大阪府災害救助法施行細則（資料編 資料8 参照）の各項目に沿って行うものとする。
- ② 各部長は、その所掌する救助事務について、あらかじめ定められた様式及び帳簿を調製し、救助事務の実施の都度又は完了後速やかに市長に提出するものとする。

第4節 緊急物資の供給

■ 計画方針

市は、家屋の損壊、滅失等により水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対して、迅速に必要な物資を供給するよう努めるものとする。被害想定による備蓄目標量については、表2.1.7-1のとおりであり、食料や生活必需品、義援物資等の救援物資輸送拠点はL I Cはびきのとする。

大阪府及び市は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、食物アレルギーに配慮した食料の確保、要配慮者や男女共同参画の視点に配慮する。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

また、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

市及び大阪府は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁)又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。

なお、市は大阪府に要請することもできる。また、大阪府は、被災市町村において備蓄物資等が不足や災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。

第1 給水活動

市は、大阪府及び府内水道(用水供給)事業者と相互に協力して、被災状況に応じた速やかな給水に努める。

なお、大阪府は、大阪府域で震度5弱以上の震度を観測した場合には、必要に応じ大阪府水道災害調整本部を設置するとともに、関係機関等と連携し、給水活動に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。

1 計画目標

- (1) 被災時には、住民一人あたり最低必要量は、飲料用として3リットルとする。
- (2) 飲料水は、自ら容器を持参し、応急給水地点に出向き給水を受けることを原則とする。
- (3) 災害時に備え、市に応急給水用資機材を備える。
- (4) 震災時に備え、各家庭に20～60リットル程度の水を常備するよう推奨する。

表3.7.4-1 応急給水目標

	3日間	4～7日目	8～14日目	15～21日目	22～28日目	2ヶ月目以降
応急給水量（ℓ/人）	3	3～20	20～100	100～250	250	250
応急給水場所	拠点給水 （水道施設）	運搬給水 （避難所・水道施設） 要配慮者利用施設への通水	消火栓取出し給水 設備からの給水	各戸仮設給水栓からの給水	通常給水	
応急給水による生活状況	飲料水のみ	食事と水洗トイレを 1日1回流す水	洗面と3日に1回の風呂・洗濯等	災害前に近い水量	ほぼ災害前の水量	

2 給水方法

市は、給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

- （1）給水タンク等に給水車を活用し、運搬給水する。
- （2）応急給水を行う前に水質検査。
- （3）災害時に応急給水拠点を開設し、応急給水を実施する。
- （4）輸送のための車両、ポリ袋その他の容器の調達。（市等の保有する資材には限りがある。）
- （5）配、給水管の逐次復旧を行う。
- （6）応急給水拠点には、標識を設置して市水道局職員又は委嘱を受けた者が給水を行う。
- （7）給水用資機材の調達
- （8）住民への給水活動に関する情報の提供
- （9）災害用備蓄水の配布
- （10）市において住民の飲料水が確保できないときは、大阪府及び近隣市町村に応援を要請する。

3 給水場所

- （1）応急給水を行う拠点

災害時に応急給水を実施するにあたり、優先的に開設する水道施設を資料35のとおり示すとともに、その拠点の運営開始・開設時間等については、市ウェブサイトや広報車等を利用し、広く広報を行い周知する。

- （2）重要給水施設

国土交通省（厚生労働省）が定める「重要給水施設管路の耐震化計画策定の手引き」に準拠し、重要給水施設の種別（医療機関、避難場所・避難地、避難所及び防災拠点等）について、市として水道局で協議、検討を行い、市の重要給水施設と定め、資料35のとおり示す。

4 応急給水の資機材

災害時に応急給水を実施するためには、飲料用の水道水を溜める給水タンク、その水道水を出す給水装置、水道水を受ける給水袋や大型のペットボトル、ポリタンク等様々な種類の資機材が必要となる。市等が保有する給水の資機材を資料35のとおり示す。

〔資料編 資料35 重要給水施設等一覧表 参照〕

第2 食料の供給

発災時には、迅速かつ円滑に、必要な食料を確保・供給するため備蓄物資の供給を行うとともに、不足する場合は、大阪府等に応援を要請する。この時、救援物資輸送拠点は、原則としてL I Cはびきのとする。

他の市町村、近畿農政局（大阪府拠点）に応援を要請した場合は、大阪府に報告する。

- (1) 指定避難所毎の必要量算定
- (2) 指定避難所における備蓄食料の供給
- (3) 協定締結している物資の調達

1 食料の調達計画

- (1) 食料の給与は、災害が発生し、災害救助法が適用されるまでは、市が行う。
- (2) 災害救助法の適用後は、必要に応じて市長が大阪府へ食料調達の要請を行う。

2 食料の調達方法

- (1) 災害初期は災害備蓄拠点等からアルファ化米等の備蓄食料を供給するとともに、市内の製パン業者又は、食料品店から生パン（菓子パン）等を第一次的に調達する。
また、不足する場合は、大阪府及び近隣市町に応援を要請する。
- (2) 市長は、被災者に対する給食に必要な米穀について、大阪府災害救助用食料緊急引渡要領（資料編資料32 参照）に基づき知事に要請する。
- (3) 市長は、知事からの要請を受けた米穀販売業者より供給を受ける。

表3.7.4-4 大阪府災害救助用食料緊急引渡要領による数量

品目 区分	米穀	漬け物
被災者供給用	精米1人1食当たり200g 又は 玄米1人1食当たり220g	1人1食当たり 20g
災害救助従事者用	精米1人1食当たり300g 又は 玄米1人1食当たり330g	1人1食当たり 20g

第3 炊き出し及び食料配布の実施

1 食料給与の基準

食料給与の基準は、大阪府災害救助法施行細則に定めるところとする（法適用前も含む。）。

2 実施方法

- (1) 炊き出しは、指定避難所に収容された被災者や自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者に対し、各指定避難所等において実施する。
- (2) 市長は、各指定避難所等において炊き出しに使用できる設備等の現況を把握しておくとともに、器材等の調達についても、調達器材、調達先等を定めておく。

第3部 災害応急対策計画

第7章 被災者の生活支援

- (3) 炊き出し以外の食品の配給については、配給品目、数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じないよう適切に実施する。
- (4) 食料品の供給にあたっては、特に衛生的に取り扱うことに注意する。
- (5) 炊き出し等の実施にあたっては、自主防災組織、婦人団体協議会、婦人防火クラブ等その他住民組織に協力を要請する。

第4 生活必需品の供給

発災時においては、迅速かつ円滑に、被服、寝具等の必要な生活必需品等の物資を確保・供給するため、次の措置を講ずる。不足する場合は、大阪府等に応援を要請する。この時、救援物資輸送拠点は、原則としてL I Cはびきのとする。

他の市町村又は日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、大阪府に報告する。

- (1) 避難所毎の必要量算定
- (2) 災害用備蓄物資の供給
- (3) 協定締結している物資の調達

1 生活必需品の調達計画

市は、災害により住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の日常生活品を損失し、急場をしのぐことができない者に対して、物資の給与又は貸与を行い、被災者の生活を保護する。

2 生活必需品の調達方法

- (1) 第一に市の備蓄品を提供し、なお不足するときは、速やかに市内又は近隣市町の衣料品店等関係業者から調達するものとする。
- (2) 市の調達数量に不足が生じたときは、大阪府に調達を要請する。
- (3) 市は、生活必需品の調達（予定）先をあらかじめ指定しておくなど、調達計画を策定しておく。

第5 生活必需品の給与、配分

1 生活必需品の給与の基準

生活必需品の給与の基準は、大阪府災害救助法施行細則に定めるところとする（法適用前も含む。）。

2 実施方法

(1) 給与する品目等の決定

被災者に給与する品目、数量等は、被害の実情に応じてその都度定める。

(2) 給与の範囲

生活必需品等の給与又は貸与は、主として避難所に収容されている被災者を対象として実施する。

(3) 配分

市は、交付対象者を正確に把握し、物資の交付場所、交付方法、従事者の確保、その他必要な配分計画を立て、公平な配分に努める。

(4) 物資の供給にあたっては、自主防災組織、婦人団体協議会、婦人防火クラブ等その他住民組織に協力を要請する。

表 3. 7. 4-5 災害備蓄拠点一覧表

名 称	所在地	電話番号
生活文化情報センター (L I Cはびきの (地下倉庫))	羽曳野市軽里 1-1-1	950-5500
中央スポーツ公園	伊賀 5-6-37	959-3567

表3.7.4-6 災害備蓄保管場所等一覧

	名 称	所在地	電話番号
1	古市小学校	古市1-2-5	958-3321
2	古市南小学校	古市5-14-38	958-3331
3	府立西浦支援学校	西浦2-1797	958-0333
4	白鳥小学校	白鳥3-8-17	958-3341
5	誉田中学校	誉田6-5-37	955-4765
6	高鷺小学校	島泉2-1-19	955-4481
7	高鷺南小学校	高鷺2-12-1	953-4008
8	恵我之荘小学校	南恵我之荘7-8-35	953-0001
9	高鷺北小学校	島泉4-3-33	938-5411
10	高鷺中学校	島泉9-15-4	955-4488
11	高鷺南中学校	高鷺2-2-1	955-9388
12	はびきの埴生学園	伊賀5-8-1	955-0329
13	埴生南小学校	はびきの6-6-1	958-3488
14	西浦小学校	西浦1050	958-3351
15	峰塚中学校	西浦6-48	958-3301
16	西浦東小学校	広瀬75-3	958-8100
17	羽曳が丘小学校	羽曳が丘6-8-1	958-3361
18	丹比小学校	郡戸206	955-1815
19	河原城中学校	桃山台4-123	954-6767
20	駒ヶ谷小学校	駒ヶ谷344-1	958-3371
21	府立懐風館高校	大黒776	957-0001
22	市民会館	誉田1-4-4	958-2311
23	青少年児童センター	向野3-1-33	952-0032
24	総合スポーツセンター (はびきのコロセアム)	南恵我之荘4-237-4	937-3123
25	陵南の森総合センター	島泉8-8-1	952-2751
26	生活文化情報センター (LICはびきの)	軽里1-1-1	950-5500
27	高鷺小学校第2グラウンド (地域グラウンド)	恵我之荘2-70-1	955-0730

第5節 住宅の応急確保

■ 計画方針

市及び大阪府は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、要配慮者を優先する。

第1 被災住宅の応急修理

市は、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊し、当面の日常生活が営めない者に対して、応急修理を大阪府から委任された場合には、その住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

第2 住居障害物の除去

市は、災害救助法第2条に規定する区域において、がけ崩れ、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、障害物の除去を大阪府から委任された場合には、障害物の除去を行う。

第3 応急仮設住宅の建設

市は、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者に対して、大阪府から委任された場合には、大阪府と建設場所、建設戸数等について十分に調整した上で、建設型応急住宅（建設して供与するものをいう。以下同じ。）を供与する。

- （1）応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から20日以内に着工する。
- （2）建設型応急住宅の管理は、大阪府と協力して行う。
- （3）大阪府と協力し、集会施設等生活環境の整備を促進する。
- （4）入居者に建設型応急住宅を供与する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。
- （5）要配慮者に配慮した建設型応急住宅を建設するよう努める。
- （6）応急仮設住宅の建設予定場所は、第2部災害予防対策計画の表2.1.6-5とする。また、予定戸数については、1階建ての住宅であり、目標戸数を確保するため2階建て等について検討する。

第4 応急仮設住宅の運営管理

市及び大阪府は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、大阪府と市が連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、男女共同参画の視点や生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

第5 みなし応急仮設住宅

民間賃貸住宅の空家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「賃貸型応急住宅」という。）を積極的に活用する。

第6 公共住宅への一時入居

市及び大阪府は、建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、市・大阪府営住宅、住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構住宅等の空家への一時入居の措置を講ずる。

第7 住宅に関する相談窓口設置等

- （１）応急住宅、空家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組織化する。
- （２）市及び大阪府は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空家状況の把握に努めるとともに、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。

第6節 応急教育

■ 計画方針

市教育委員会は、幼稚園及び学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとるものとする。

第1 事前準備

- 1 校園長は、学校の立地条件等を考慮し、災害の応急教育計画を策定するとともに、指導の方法等につき明確な計画をたてておく。
- 2 教職員は、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合は、校園長と協力し、応急教育態勢に備えて、次の措置をとる。
 - (1) 学校・園行事、会議、出張等を中止する。
 - (2) 園児・児童・生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処置等につき、保護者との連絡方法を検討する。
 - (3) 教育委員会、警察署、柏原羽曳野藤井寺消防組合及び保護者への連絡網の確認を行う。
 - (4) 勤務時間外においては、校園長は、所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を定め、職員に周知しておく。

第2 災害時の態勢

1 登校後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される状況となったときは、校園長と協議の上、必要に応じて授業打ち切りの措置をとるものとする。帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させるとともに、低学年児童には、教師が地区別に付添うものとする。

2 登校前の措置

登校前に休校等の措置を決定したときは、直ちに広報車、有線放送、防災行政無線、電話等により伝達し、園児・児童・生徒に対し、徹底を図る。また、災害が広域にわたることが予想される場合には、大阪府教育委員会からラジオ、テレビ等を通じて統一的な指示が行われるので、この指示に従って適切に処理するものとする。

第3 文教施設の応急復旧対策

1 事故対策

教育施設、備品等の被害を最小限に防止するため、施設の長は、倒壊、火災及び盗難予防に注意し、停電、断水等予想される事故に対する措置を講ずる。

2 応急復旧

市教育委員会は、被災後速やかに被災文教施設及び設備の応急復旧を行い、授業に支障をきたさないよう措置する。この場合、写真撮影等により被災の事実及び状態を立証しておく。

第4 応急教育実施の予定場所

1 校舎が使用できない場合

市教育委員会は、校舎の全部又は大部分が使用できない場合は、関係機関と調整し、近隣の公共施設及びその他の適切な場所を利用する。

2 二部授業の実施

校舎の一部分が使用できないときは、残存施設を活用し、必要に応じて二部授業を行うものとする。

第5 応急教育体制の確立

1 応急教育の実施

(1) 校園長

教職員・園児・児童・生徒の被災状況や所在地を確認するとともに、教育施設の状況を踏まえ、市及び大阪府教育委員会と協議し、応急教育実施のための措置を講ずる。

- ① 校舎が指定避難所として利用されている場合の市との協議
- ② 校区外に避難した園児・児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡

(2) 市

学校が指定避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の指定避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

(3) 市教育委員会

市教育委員会は、園児・児童及び生徒の転校手続き等の弾力的運用を図ることとし、必要に応じて他市町村に対して、園児・児童・生徒の受け入れについて応援を要請する。

また、教職員・園児・児童・生徒の被災状況を把握する。

2 応急教育体制の確保

災害の規模によっては、応急教育体制を速やかに確立する必要がある、校園長と市教育委員会と協議の上、十分な調整を図る。なお、調整がつかない場合は、大阪府教育委員会の指導と助言を求めるものとする。

3 授業不能が長期にわたる場合

授業不能が長期にわたる場合については、園児・児童・生徒との連絡方法等について検討を加え、必要な措置を講ずる。

第6 学校給食対策

1 給食施設の確保

校園長及び市教育委員会は、学校給食の実施に支障がある場合は、給食の可否を決定する。実施する場合は、速やかに学校給食用物資の確保、給食施設等の復旧等の措置を講ずる。

2 給食実施上の留意点

校園長は、給食の実施にあたり、次の項目について留意する。

- (1) できる限り継続実施に努める。
- (2) 各学校とも避難場所として使用され、被災者に対する炊き出しが行われるので、学校給食と炊き出し用との区別に留意する。
- (3) 被災地においては、感染症発生の可能性が高いため、衛生対策については特に注意する。

第7 就学援助等

1 就学援助等に関する措置

市教育委員会は、被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった学校の児童・生徒に対し、就学援助費の支給について必要な措置を講ずる。

2 学用品の支給

市は、災害救助法に基づき、就学上支障のある園児・児童・生徒に対して、教科書、教材、文房具及び通学用品を支給する。

3 児童・生徒の健康管理

市教育委員会及び校園長は、被災した園児等の心と体の健康管理を図るため、大阪府や大阪府藤井寺保健所、大阪府子ども家庭センター等の専門機関との連携を図りながら、健康診断や感染症の予防について、適切な措置をとる。

また、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

第7節 応急保育

■ 計画方針

市は、保育を継続して実施するため、保育施設等（認定こども園を含む。）を早期に確保し、応急保育の措置をとるものとする。

第1 事前準備

各保育園責任者は、市と協議して応急保育態勢に備えて、あらかじめ次の事項について準備を行う。

- （1）保育園児の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法を検討する。
- （2）各機関との連絡網を確認する。
- （3）勤務時間外における災害に備え、非常招集の方法を定める。

第2 災害時の態勢

1 緊急避難の措置

各保育園責任者は、状況に応じ緊急避難の措置をとる。

2 被害状況の報告

各保育園責任者は、災害の規模、保育園児、職員及び施設設備の被害状況を把握するとともに、市に報告し、保育施設等の管理に必要な職員を確保し、万全の措置を確立する。

3 臨時編成の調整

各保育園責任者は、応急保育計画に基づき、臨時の編成を行うなど、災害状況と合致するよう速やかに調整する。

第3 保育施設等の応急復旧対策

- （1）保育施設等及び備品の被害を最小限に防止するため、施設の長は、倒壊、火災及び盗難予防に注意し、停電、断水等予想される事故に対する措置を講ずる。
- （2）災害を受けた場合は、速やかに応急復旧を行い、早急に平常通りに保育できるよう処置を講ずるものとする。

第4 応急保育の確保

保育施設等や保育園児の被災により、通常の保育を行うことが不可能な場合は、隣接保育園との合同保育又は混合保育を実施するなど応急保育の確保に努めるものとする。

第5 保育園児の健康保持

被災地区の保育園児に対しては、大阪府藤井寺保健所の指示援助により健康診断、検便等を行い、健康保持に十分注意するとともに、感染症予防についても、適切な指導を行うものとする。

第8節 自発的支援の受入れ

■ 計画方針

市内外から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努めるものとする。

第1 ボランティアの受け入れ

市、市社会福祉協議会、大阪府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワーク、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関は、大阪府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。

大阪府及び市は、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみ等の収集運搬等、被災者のニーズ等に応じた活動を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

1 受け入れ窓口の開設

市は、市社会福祉協議会に災害時にボランティア活動を行おうとする者の受け入れ・活動の調整を行うための窓口をL I Cはびきのに設置することを要請し、市社会福祉協議会の協力を得て運営する。

2 活動拠点の提供

市及び市社会福祉協議会は、ボランティア関係団体に対して、ボランティア活動等が求められている場所やその内容について情報の提供を行う。

第2 義援金品の受け入れ配分

市は、市、大阪府、日本赤十字社等に寄託された被災者あての義援金品について、確実かつ迅速に被災者に配分するため、大阪府及び日本赤十字社と連携し、次のとおり行う。

1 義援金

(1) 受付

市に寄託される義援金は、原則として出納室を窓口として受け付けることとする。

(2) 受領書の発行

義援金の受領については、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

(3) 配分の基準

市に寄託された義援金及び大阪府又は日本赤十字社等から配分を委託された義援金の配分、被災者に対する伝達方法等にあたっては、配分委員会を設置し、被災の状況及び被災者の世帯構成（年齢、性別、学年等）を基礎とし、義援金の受納量に応じ配分する。

(4) 保管

義援金の保管は、被災者に配分するまでの間、羽曳野市公金取扱金融機関に一時預託する。

2 義援物資

(1) 受付

市に寄託される義援物資は、原則として出納室を窓口として受け付け、救援物資輸送拠点は、原則としてL I Cはびきのとするが、災害の状況に応じて、社会教育施設等の公共施設において臨時受付場所を設置することを検討する。

① 必要とする物資を明確にする。

② 救援物資の申し出があった場合は、次のことを要請する。

ア 救援物資は、荷物を開閉するまでもなく物資名、数量がわかるように表示すること。

イ 複数の品目を梱包しないこと。

ウ 腐敗する食料は避けること。

(2) 受領書の発行

義援物資の受領については、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

(3) 配分の基準

市に寄託された義援物資及び大阪府又は日本赤十字社等から配分を委託された義援物資の配分にあたっては、被災の状況及び被災者の世帯構成（年齢、性別、学年等）を基礎とし、義援物資の受納量に応じ配分する。

(4) 配分方法

配分にあたっては、市社会福祉協議会、日赤奉仕団、自治会・町会及び婦人会等に協力を要請し、配分業務を依頼する。

(5) 義援物資の輸送

義援物資の輸送については、第3部第5章第1節「交通規制・緊急輸送活動」による配分決定に基づき、義援物資を避難所等へ輸送する。

(6) 保管

寄託された義援物資を直ちに配分することが困難な場合は、あらかじめ定めた一時保管場所に保管するものとする。

義援物資の保管は、L I Cはびきのの倉庫を使用するほか、必要に応じて市公共施設の一部の使用を検討する。

(7) 義援物資提供の際の住民・企業等の配慮

市は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

第3 海外からの支援の受け入れ

市及び防災関係機関は、海外からの支援について、国が作成する受入計画に基づき、必要な措置を講ずる。

1 大阪府との連絡調整

市は、海外からの支援が予想される場合、大阪府と連携して、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡するとともに、国や大阪府からの照会に迅速に対応する。

2 支援の受け入れ

- (1) 市及び大阪府は、次のことを確認の上、受け入れの準備を行う。
- ① 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
 - ② 被災地のニーズと受け入れ体制
- (2) 市及び大阪府は、海外からの支援の受け入れにあたって、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて、次のことを行う。
- ① 案内者、通訳等の確保
 - ② 活動拠点、宿泊場所等の確保

第4 日本郵便株式会社近畿支社の援護対策等

日本郵便株式会社近畿支社は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

被災者の救助を行う団体が、被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

第8章 社会環境の確保

第1節 保健衛生活動

■ 計画方針

市は、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずるものとする。

また、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、発災時の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施等体制整備に努める。

第1 防疫活動

市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、大阪府と緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、危機管理部と保健福祉部、都市魅力部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

1 市の活動内容

（1）市は、大阪府の指導、指示により、次の防疫活動を実施する。

- ① 消毒措置の実施（感染症法第27条）
- ② ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）
- ③ 指定避難所の防疫指導
- ④ 臨時予防接種（予防接種法第6条）
- ⑤ 衛生教育及び広報活動

（2）防疫に必要な薬品を調達、確保する。

（3）その他、感染症法により、大阪府の指示を受け必要な措置を行う。

2 防疫活動が十分でないと認められるときの措置

（1）市は、自らの防疫活動が十分でないと認められるときは、大阪府に協力を要請する。

（2）市が、大阪府の指導や指示を実施することができない場合、又は防疫活動を実施しても十分でないと認められる場合には、大阪府が必要な措置を講ずることとなっている。

3 大阪府の活動内容

（1）災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。

（2）一類感染症及び二類感染症の患者発生時は、感染症指定医療機関等と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。

（3）市に対して、防疫活動に係る指導、指示を行う。

（4）防疫に必要な薬品を調達、確保する。

（5）予防接種法に規定する疾病のうち、まん延防止上緊急の必要性があると認めたときは、臨時の予防接

第3部 災害応急対策計画

第8章 社会環境の確保

種を行い、又は市に対して指示を行う。（予防接種法第6条）

（6）衛生教育及び広報活動を行う。

（7）その他、感染症法により、自ら措置し、又は市への必要な指示等を行う。

※一類感染症：ペスト、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱、痘そう、南米出血熱

二類感染症：ジフテリア、急性灰白髄炎、結核、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（H5N1）、鳥インフルエンザ（H7N9）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSCORONAウイルスであるものに限る。）

三類感染症：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

第2 被災者の健康維持活動

市及び大阪府は、相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受け入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア、羽曳野市医師会等と協力、連携し、計画的に実施するものとする。

1 巡回相談等の実施

- （1）被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、指定避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅等において、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。
- （2）被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等と連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足し易い栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
- （3）羽曳野市医師会及び大阪府藤井寺保健所等とも連携して、高度医療を要する在宅療養者等を把握し、適切な指導を行う。
- （4）大阪府は、保健・医療等のサービスの提供、食事の栄養改善等について、市に助言する。

2 心の健康相談等の実施

- （1）災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- （2）環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

第3 動物保護等の実施

市、大阪府及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

1 被災地域における動物の保護・受入れ

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、大阪府及び府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受け入れ等を行う。

2 指定避難所における動物の適正な飼育

市は、大阪府及び府獣医師会等と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- (1) 市は、各地域の被害状況、指定避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、大阪府との連絡調整及び支援を行う。
- (2) 指定避難所から動物保護施設への動物の受け入れ等の調整を行う。
- (3) 大阪府に依頼して、他府縣市との連絡調整及び応援要請を行う。

3 動物による人等への危害防止

危険な動物が、市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに、市、大阪府、警察等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

第2節 廃棄物の処理

■ 計画方針

市及び柏羽藤環境事業組合は、し尿、ごみ及びがれきについて、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施するものとする。

第1 し尿処理

1 初期対応

- (1) 上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、指定避難所をはじめ被災地域における、し尿の収集処理見込み量及び仮設便所の必要数を把握する。
- (2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (3) 被災者の生活に支障が生じることのないように、要配慮者に配慮しつつ、速やかに仮設便所を設置する。
- (4) 浸水区域を確認し、当該区域内のし尿及び浄化槽汚泥の回収見込み量を把握する。

2 処理活動

- (1) 速やかに、し尿の収集処理体制を確保する。
- (2) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設便所の衛生状態を保つ。
- (3) 必要に応じて、大阪府、隣接市町、関係団体に応援を要請する。
- (4) 浸水区域において、くみ取りトイレの便槽や浄化槽は、床下浸水程度の被害であっても水没したり、槽内に雨水・土砂等が流入したりすることがあるので、迅速にバキュームカーによる、し尿及び浄化槽汚泥の回収体制を立ち上げる。

第2 ごみ処理

1 事前対応

避難情報等が出された段階で、早期に災害廃棄物への対応体制を準備するとともに、市長公室と協力して、災害が想定される区域の住民へ、家財等を2階へ上げるなど、浸水しないよう予防策を講じるよう呼びかけ、災害廃棄物の発生を最小化するよう努める。

2 初期対応

- (1) 指定避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。
- (2) ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (3) 浸水区域を確認し、災害廃棄物（家具、畳等の粗大ごみ）の発生見込み量を把握する。

3 処理活動

- (1) 被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。

- (2) 必要に応じて施設管理者や土地所有者等と協議し、仮置場、一時保管場所を設置する。
- (3) 災害廃棄物と災害発生後の生活ごみを分別するように努める。
- (4) 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
- (5) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。
- (6) 家具類や水分を含んだ畳等、重量のある廃棄物が発生するため、平積みダンプや積み込み・積下しのための重機を確保する。
- (7) 必要に応じて、大阪府、隣接市町、関係団体に応援を要請する。

4 住民への広報

災害発生時、廃棄物の排出方法に対する住民の理解を得るため、また、分別排出を徹底するため、住民に対し、利用可能なメディアを活用し、できる限り速やかに次の必要な情報を広報する。

- (1) 収集方法（戸別収集の有無、ごみの排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物、フロン含有廃棄物の排出方法等）
- (2) 住民がごみを排出する集積場（場所によって集積するものが異なる場合は、その種類を記載）
- (3) 収集開始時期及び収集期間（特に、終了期日を明確にすること。）
- (4) 仮置場の場所及び設置状況
- (5) ボランティア支援依頼方法
- (6) 市の問い合わせ窓口

5 進行管理計画

災害による被害が甚大な場合には、広域的な処理が必要であり、また、その処理に長期間を要することから、必要に応じ、次の事項に留意して、中長期的な災害廃棄物処理の進行管理計画を作成する。

- (1) 災害廃棄物の発生量
- (2) 災害廃棄物の仮置場及び処理方法
（例：発生量を踏まえ中央スポーツ公園、浸水想定区域外の各小学校グラウンド等の開設を検討）
- (3) 災害廃棄物の処理に要する期間の見込み
- (4) 災害廃棄物処理の月別進行計画

第3 がれき処理

1 初期対応

- (1) がれきの種類等を勘案し、発生量を把握する。
- (2) がれきの選別・保管・焼却等のために、一時的な仮置きが可能な場所（グレープヒルススポーツ公園及び「地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所」の敷地の一部分）を確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。また、仮置場が不足する場合には、中央スポーツ公園、各小学校グラウンド等の開設について施設管理者等と協議する。

2 処理活動

- (1) がれき処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- (2) がれきの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。
- (3) アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管

第3部 災害応急対策計画

第8章 社会環境の確保

理及び安全管理に十分配慮する。

- (4) 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。
- (5) 必要に応じて、大阪府、隣接市町、関係団体に応援を要請する。なお、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

3 進行管理計画

災害による被害が甚大な場合には、広域的な処理が必要であり、また、その保管や処理に長期間を要することから、必要に応じ、次の事項に留意して、中長期的ながれき処理の進行管理計画を作成する。

- (1) がれきの発生量
- (2) がれきの市内集積場所及び処理方法
- (3) がれきの処理に要する期間の見込み
- (4) がれき処理の月別進行計画

表 3. 8. 2-1 清掃施設

施設	住所	電話	処理能力
芝山衛生センター	柏原市国分市場 1-11-35	072-977-3500	290kℓ(日)
柏羽藤クリーンセンター	柏原市円明町 666	072-976-3333	450t(日)

第3節 遺体対策

■ 計画方針

市は、警察署、羽曳野市医師会等の医療関係機関等と協力して、遺体対策について、必要な措置をとるものとする。

第1 遺体収容所の設置

遺体収容所の設置の必要が生じたときは、原則として市民体育館に収容所を設置する。なお、施設が使用できない場合、不足の場合等には、市内各地区の寺院へ遺体を安置する。

第2 遺体の処置方法

1 遺体の検視

遺体は、医師による検案及び警察官による検視（死体調査）の後、遺族、親族に連絡の上、引き渡す。

災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体は、警察による検視（死体調査）、医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することがないように留意する。

2 遺体の身元確認

警察官は、身元不明の遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品保存等を行うとともに、市をはじめ関係機関に連絡し、速やかな身元確認に努める。

3 遺体収容所（安置）所の設定

- （1）遺体収容（安置）所には責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための福祉担当者等の配置についても検討しておく。
- （2）警察から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。
- （3）死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等の死亡届の扱いについて、所管する法務局担当者と協議、調整を行う。
- （4）停電及び断水等に備えて、非常用電源となる発電発動機及び照明器具、また、遺体を洗浄するために大量の水が必要となることから、計画段階においてタンク車等の確保にも努める。
- （5）遺体処置に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等についてもあらかじめ検討しておく。

第3 遺体の火葬

1 遺体の火葬

火葬は、災害の際に死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱状態のため資力の有無にかかわらず、火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合に、遺体の応急的な火葬を実施する。

火葬の方法は、次のとおりとする。

- (1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- (2) 遺体は死体処理台帳及び遺品を保存の上、原則として火葬に付すものとする。
- (3) 火葬に相当の時間を必要とする場合は、遺体の衛生状態に配慮しつつ、寺院等の適切な場所に一時安置する。
- (4) 火葬場の稼働状況、棺の確保状況等関連する情報を広域のかつ速やかに収集し、棺の調達、遺体搬送の手配等を実施する。必要に応じて民間の葬儀社と連携し、遺体の処置やドライアイス等の遺体の安置に必要な資機材の確保、遺体保管・運搬体制の整備及び棺の確保に努める。
- (5) 遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給等、必要な措置を講ずる。
- (6) 身元不明の遺体は、火葬の後、遺骨及び遺品等を本市又は市内寺院に依頼して保管するものとする。

2 身元不明遺体の取扱い

身元不明遺体の遺骨は、遺留品とともに市の焼骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人の判明しない場合は、身元不明者扱いとして、納骨堂その他別に定める場所に移管する。

3 遺体の処置等の報告

保健福祉部は、遺体の処置状況等を随時市長に報告するとともに、活動状況等を取りまとめ、所掌業務完了後、速やかに市長に報告する。

4 応援要請

- (1) 市は、自ら遺体対策の実施が困難な場合、大阪府が作成する「大阪府広域火葬計画」に基づき、大阪府に対して必要な措置を要請する。
また、大阪府からの応援要請に応じることができる場合は、広域火葬の応援体制を整え、積極的に対応するものとする。
- (2) 大阪府は、「大阪府広域火葬計画」に基づき、他の市町村への指示、他府県への要請を行う。

第4節 社会秩序の維持

■ 計画方針

市及び防災関係機関は、流言飛語や犯罪の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずるものとする。

第1 住民への呼びかけ

市及び大阪府は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第2 警備活動

警察署は、公共の安全と秩序を維持するため、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行うなど、関係機関との密接な連絡協力のもと、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止といった犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

なお、次のような警備措置がとられることとなっている。

- (1) 被害調査その他災害情報の収集
- (2) 被災者の救出・救護及び避難誘導
- (3) 警戒区域の設定
- (4) 交通の整理規制及び緊急交通路の確保
- (5) 流言飛語の防止等広報活動
- (6) 検視活動
- (7) 被災地における利害関係紛争事案等の警戒
- (8) 関係機関の救出活動への協力援助

第3 物価の安定及び物資の安定供給

市は、大阪府及び関係機関と連携して、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

1 消費者情報の提供

市は、大阪府と連携して生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

2 生活必需品等の確保

市は、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、大阪府事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

3 災害緊急事態布告時の対応

内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合は、市民はこれに応ずるよう広報する。

第4 金融機関における預貯金払戻等

日本郵便株式会社は、郵便貯金、郵便為替、郵便振替、年金恩給及び簡易保険等について、取扱局、取扱機関、取扱業務の範囲を指定して、通帳・証書・印章等をなくした場合であっても、運転免許証・保険証等により本人であることが確認できれば、拇印による非常払渡し及び非常貸付けを実施するよう、郵便局に対して指示する。

ただし、藤井寺郵便局長は、災害救助法が発動されたときは、日本郵便株式会社の指示を待たずに直ちに非常払渡し及び非常貸付けを実施する。